

令和7年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

介護施設・事業所等における
高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等
に関する調査研究事業

報告書

令和8年3月

株式会社 日本総合研究所

目 次

1. 本調査研究の概要	1
1.1. 本調査研究の背景・目的	1
1.2. 本調査研究の進め方・実施事項	2
(1) 検討委員会の設置・運営	2
(2) 先行調査研究の整理	4
(3) 介護施設・事業所に対するアンケート調査の実施	4
(4) 介護施設・事業所および自治体に対するヒアリング調査の実施	5
(5) 検討委員会における協議	5
(6) 普及啓発資料の作成	5
(7) 報告書の作成	5
2. 先行調査研究の整理	6
(1) 調査目的	6
(2) 調査方法	6
(3) 調査結果	6
3. 介護施設・事業所に対するアンケート調査の実施	9
3.1. アンケート調査概要	9
(1) 調査目的	9
(2) 調査対象	9
(3) 調査方法	9
(4) 回収結果	9
3.2. アンケート調査結果	10
(1) アンケート調査結果概要	10
(2) アンケート調査結果	11
4. 介護施設・事業所および自治体に対するヒアリング調査の実施	36
4.1. ヒアリング調査設計	36
(1) 介護施設・事業所に対するヒアリング調査	36
(2) 自治体に対するヒアリング調査	37
4.2. ヒアリング調査結果	38
(1) 介護施設・事業所を対象としたヒアリング調査結果	38
(2) 自治体を対象としたヒアリング調査結果	44
5. 検討委員会における協議	47
6. 普及啓発資料の作成	49
6.1. 普及啓発資料の作成方針	49
6.2. 効果的な活用に向けた普及・啓発のためのポイント集の作成	50
7. 本調査のまとめ	54
7.1. 本調査の結論	54

7.2. 今後の課題	55
8. 参考資料（アンケート調査票）	57

別冊

介護施設・事業所等で働く方々への高齢者虐待防止のためのポイント集

1. 本調査研究の概要

1.1. 本調査研究の背景・目的

本調査研究の背景

介護保険法では、高齢者が要介護状態になっても、尊厳を保持し、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができること、すなわち尊厳の保持と自立支援を介護保険制度の目的として定めている。また、令和6年に施行した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、「認知症基本法」という。）においても、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすこと」がその目的と示され（第1条）、「地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにする」ことを基本理念の一つとしている（第3条第1項第3号）。しかし、高齢者虐待の相談・通報、判断件数は高止まり傾向であり、適正な手続きを経ていない身体拘束等についても依然として発生し続けており、尊厳の保持と自立支援という介護保険制度の目的の達成に向け、高齢者虐待防止・身体拘束適正化等の取組をさらに推進する必要がある。

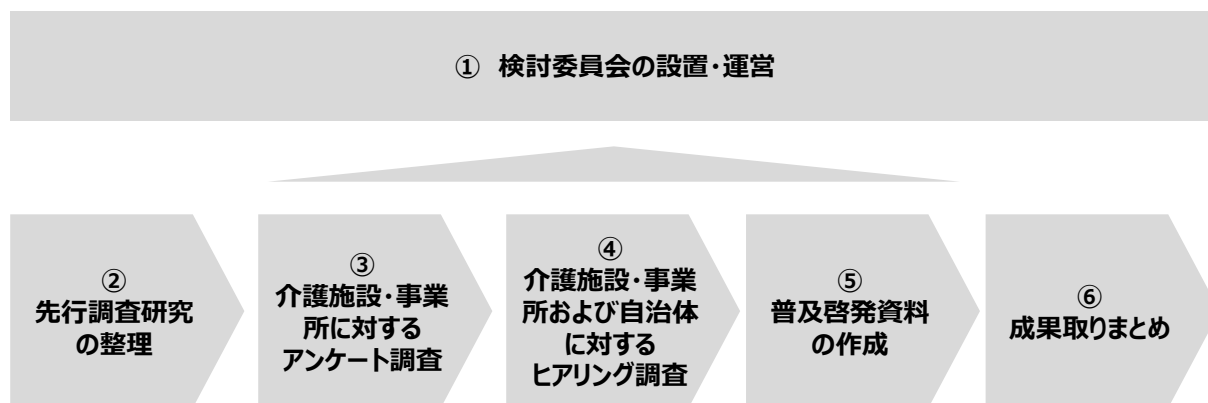
本事業の実施目的

本事業は、全ての介護サービス事業所における高齢者虐待防止措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置）等の実施状況や効果的な取組方法等の把握および普及啓発資料周知による、高齢者虐待防止・身体拘束適正化等に向けた取組のさらなる推進を目的として実施した。

1.2. 本調査研究の進め方・実施事項

前述の背景・目的を踏まえ、本研究は以下の内容にて検討・整理を進めた。

図表 1 本調査研究の進め方・実施事項



(1) 検討委員会の設置・運営

本調査研究を効果的に推進するため、有識者からなる検討委員会を設置・運営した。委員・オブザーバー構成は図表 2、図表 3、図表 4 に示すとおりである。委員会は計 4 回実施し、各回の主な議題については図表 5 にて示す。

図表 2 委員構成(50 音順・敬称略)

氏名	所属先・役職名
小泉 立志	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 副会長
佐原 博之	公益社団法人日本医師会 常任理事
高橋 洋子	公益財団法人日本訪問看護財団 事業部 部長
滝沢 香	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 委員
鳥海 房枝	NPO 法人メイアイヘルプユウ 理事・事務局長 一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 理事
中林 弘明	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事

肥後 一也	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局長
松本 佐知子	日本赤十字看護大学 さいたま看護学部 老年看護学領域 准教授
◎山口 光治	淑徳大学 学長 総合福祉学部 教授
吉川 悠貴	社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター 研究部長

※ ◎印：委員長

図表 3 オブザーバー(敬称略)

氏名	所属先・役職名
高橋 智子	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 高齢者虐待防止対策専門官
大西 一輝	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 高齢者虐待防止対策係 係員

図表 4 事務局

氏名	所属先・役職名
石田 遥太郎	株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 高齢社会イノベーショングループ シニアマネジャー
城岡 秀彦	株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 高齢社会イノベーショングループ マネジャー
石塚 真実	株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 高齢社会イノベーショングループ シニアコンサルタント
小林 郁也	株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 高齢社会イノベーショングループ シニアコンサルタント
益田 健甫	株式会社日本総合研究所 創発戦略センター／リサーチ・コンサルティング部門 戦略企画部 ビジネスリサーチチーム リサーチアナリスト

図表 5 委員会各回における主な議題

回	実施日	主な議題
第1回	2025年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施概要のご説明・アンケート調査の報告 ・ 高齢者虐待防止に効果的な取組例に関する議論 ・ 啓発資料の作成方針・骨子の検討
第2回	2025年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査結果のご報告と今後の集計・分析方針に関する議論 ・ ヒアリング調査設計およびヒアリング調査対象に関する議論 ・ 啓発資料の骨子および記載方進の検討
第3回	2026年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリング調査結果の中間報告および今後のヒアリング方針に関する議論 ・ 啓発資料の記載方針の検討
第4回	2026年3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリング調査結果のご報告 ・ 啓発資料の記載方針の検討

(2) 先行調査研究の整理

高齢者虐待防止に関する実態や工夫事例に関して、過去に発行されたマニュアルや先行調査研究等の整理を行った。

(3) 介護施設・事業所に対するアンケート調査の実施

全国すべての介護保険サービス施設・事業所および養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅を対象に、アンケート調査を実施し、高齢者虐待防止措置等の実態や、高齢者虐待防止および身体的拘束の適正化等に効果的な取組例の把握を行った。

(4) 介護施設・事業所および自治体に対するヒアリング調査の実施

高齢者虐待防止に向けた取組の工夫や好事例等を詳細に把握し、普及啓発資料に掲載する取組の工夫例を収集するため、アンケート調査の結果や検討委員会の委員の紹介を踏まえて選定した介護施設・事業所を対象にヒアリング調査を実施した。

また、高齢者虐待防止に向けた取組にあたり、自治体に求められる支援内容や実施状況を把握するため、自治体を対象としたヒアリング調査を実施した。

(5) 検討委員会における協議

(2)～(4)を踏まえ、検討委員会において、普及啓発資料の作成に向けた協議および普及啓発資料の構成・概要の検討を行った。

(6) 普及啓発資料の作成

(2)～(4)の調査結果および(5)における協議を踏まえ、普及啓発資料の作成を行った。なお、普及啓発資料の作成にあたっては、令和3年度老健事業「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」の成果物である「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例-」を参考にした。

(7) 報告書の作成

一連の調査研究の内容・結果について、本報告書に取りまとめた。

2. 先行調査研究の整理

(1) 調査目的

高齢者虐待防止に効果的な取組を類型化して整理することを目的に、過去に発行されたマニュアルや先行調査研究等の整理を行った。

(2) 調査方法

高齢者虐待防止にかかわるマニュアル・先行研究等にて紹介された、高齢者虐待防止に向けた効果的な取組や好事例を抽出し、類型化して整理した。

調査対象とした先行研究は以下のとおり。その他、各都道府県が発行する高齢者虐待防止マニュアルも参照した。

- ・ 施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備—令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例— [令和4年3月版]
- ・ 令和6年度厚生労働省老健局委託事業「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」報告書
- ・ 令和5年度厚生労働省老健局委託事業「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」報告書
- ・ 令和4年度厚生労働省老健局委託事業「高齢者虐待の実態把握のための調査研究事業」報告書
- ・ 介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業 報告書
- ・ 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）
- ・ 令和5年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業」報告書および別冊「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」

(3) 調査結果

調査の結果、施設・在宅サービス共通の効果的な取組として、虐待防止委員会運営の工夫、指針の策定・運用の工夫、研修の企画・運用の工夫、ケアの工夫が挙げられた。（図表 6）

また、それぞれの先行研究の取りまとめの内容を踏まえて、そのほかに、組織運営・人事上の工夫、多職種・地域機関連携の工夫、家族とのコミュニケーションの工夫が、効果的な取組の仮説として挙げられた。（図表 7）

図表 6 虐待防止に向けた効果的な取組

カテゴリ	内容
虐待防止委員会の運営の工夫	<ul style="list-style-type: none"> • <u>運営形態</u>：虐待に限定せず、<u>事故防止・身体拘束・感染症・褥瘡等のリスクマネジメント全体をテーマとした委員会と共同で開催</u>し、広い視点で議論している。 • <u>メンバー</u>：<u>外部の有識者（弁護士、産業医、民生委員等）</u>に参加してもらい助言を受ける、<u>家族の代表者から意見を伺う</u>など、多様なメンバーが参加している。 • <u>内容</u>：虐待と疑われる行為やヒヤリ・ハットの報告、職員のアンケート・面談等によって現状把握し、委員会で共有・対応策の検討をしている。
指針の策定・運用の工夫	<ul style="list-style-type: none"> • <u>内容</u>：<u>事例の掲載、虐待防止に関するフローチャートやチェックシート・記録様式の作成、専門用語の不使用などの工夫</u>をして、職員が理解しやすい内容にしている。 • <u>策定プロセス</u>：<u>病院・行政・弁護士等の外部関係者と相談・確認</u>しながら、各事業所または法人全体で指針を策定し、制度変更時などに見直しをしている。 • <u>周知</u>：職員への配布・回覧や勉強会の開催、社内システムやウェブサイトへの掲載、施設内でのポスター掲示など、職員・家族がさまざまな方法で目に付くように周知している。
研修の企画・運営の工夫	<ul style="list-style-type: none"> • <u>実施方法</u>：対面だけでなく、<u>インターネット（eラーニングやYouTube）、オンライン会議システム等</u>を使い、受講率の向上を目的に効率的に研修している。 • <u>実施体制</u>：外部講師の活用、他事業所や他委員会と連携しながら研修を企画・開催している。 • <u>内容</u>：講義に加えて、<u>グループワークやロールプレイングの実施、ワークシートの活用、研修後のテスト等によって、マンネリ化を防ぐ</u>とともに、研修の効果を高めている。
ケアの工夫	<ul style="list-style-type: none"> • <u>利用者の理解</u>：職員が利用者を理解するために、施設入居前の暮らしや習慣・好みを把握したり、ツール（ひもときシート等）を使ったりしている。 • <u>ケアの改善</u>：<u>職員が困ったり苛立ったりしている時は声をかけてケアの方法を話し合う、ボランティアや実習生から自施設のケアに関する感想を聞く</u>などして、ケアの改善を図っている。

施設・在宅サービス共通の効果的な取組

図表 7 虐待防止に向けた効果的な取組の仮説

カテゴリ	内容
組織運営・人事上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 組織全体の取組：指針浸透の取組（<u>理念ビジョン研修に入れ込む</u>）、虐待防止措置のモニタリングなど 人事制度の取組：採用時の<u>倫理観の確認</u>、<u>人事考課制度への落とし込み</u>など
多職種・地域機関連携の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <u>多職種や他事業所と連携</u>した虐待事案のモニタリング <u>地域機関（地域包括、自治体、医療機関、警察、成年後見人制度など）との連携</u>による虐待事案のモニタリング
家族とのコミュニケーションの工夫（擁護者の虐待を未然に防止する観点）	<ul style="list-style-type: none"> 家族からの<u>悩み・課題の相談</u>などを受ける 家族に対し、<u>虐待防止に対する啓発</u>を行う 家族に対し、<u>認知症ケア、身体介助、日常生活での工夫の情報提供</u>を行う

効果的な取組の仮説

3. 介護施設・事業所に対するアンケート調査の実施

3.1. アンケート調査概要

(1) 調査目的

高齢者虐待防止・身体的拘束等の適正化・ハラスメント対策に関する体制整備の状況、研修の取組状況等を定量的に把握することを目的として、アンケート調査を実施した。

(2) 調査対象

全国すべての介護保険サービス施設・事業所および養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅における、高齢者虐待防止、身体的拘束等の廃止・防止、ハラスメント対策を中心的に進めている職員の方、もしくは施設長・事業所管理者を対象とした。

(3) 調査方法

Google Form による Web 回答方式とし、調査の依頼においては厚生労働省⇒都道府県⇒市区町村⇒介護施設・事業所等、のフローで実施（サービス付き高齢者向け住宅および有料老人ホームについては市区町村を介さず都道府県が調査依頼を実施）した。調査期間は 2025 年 9 月 3 日～2025 年 11 月 3 日の 2 か月間とした。

(4) 回収結果

回答総数は 36,489 件であり、調査対象の施設・事業所総数（265,562 か所）をもとに算出した回収率は 13.7%であった。サービス種別ごとの回答数については、アンケート調査結果（問 1-3. 施設・事業所種別）に記載。

3.2. アンケート調査結果

(1) アンケート調査結果概要

虐待防止に向けた各種取組は、運営基準への位置付け等によりいずれのサービス種別においても9割以上の事業所で実施されているが、効果的な活用にまでは至れていない事業所も多いほか、未実施事業所においては時間・人手の不足に加え、情報や相談先が不足しているといった課題感もうかがえる結果となった。

図表 8 主な調査結果

項目	効果的な活用の工夫・取組	未実施事業所の課題
委員会の設置	「委員会の参加メンバーを工夫した工夫・取組」の実施率が低い(21.3%)	時間の確保ができないことや人員不足、相談先がないことを課題とする事業所が多い
指針の策定	「指針の周知・徹底に関する工夫・取組」の実施率が高く(70.0%)、 「指針の策定・見直しのプロセス等に関する工夫・取組」の実施率が比較的低い(54.4%)	時間の確保ができないことや情報不足といったことを課題とする事業所が多い
研修の実施	「受講のしやすさに関する工夫・取組」の実施率が高く(71.8%)、 「研修の運用・外部研修活用等に関する工夫・取組」の実施率が比較的低い(50.6%)	時間の確保ができないことや情報不足といったことを課題とする事業所が多い
担当者の配置	—	人員不足や検討する時間がないことを課題とする事業所が多い

(2) アンケート調査結果

アンケート調査の結果を以下に示す。

1. 基本情報

問 1-3. 施設・事業所種別

- 施設・事業所種別は、「居宅介護支援」からの回答が最も多く、「訪問介護」、「通所介護」と続く。
- サービス種別ごとでは、「施設系・居住系サービス」の割合が最も高く、「通所系サービス」、「訪問系サービス」が続く。

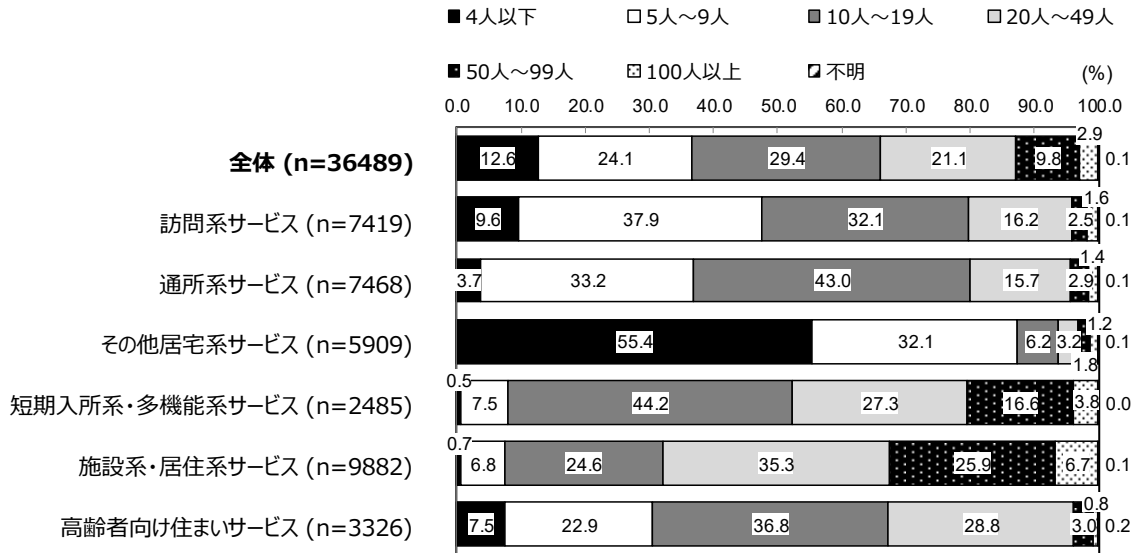
図表 9 施設・事業所種別（単一回答）

サービス種別	サービス種別詳細	回答数	割合 (%)	種別割合 (%)
訪問系サービス	訪問介護	4,620	12.7	20.3
	訪問入浴介護	123	0.3	
	訪問看護	2,122	5.8	
	訪問リハビリテーション	353	1.0	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	189	0.5	
	夜間対応型訪問介護	12	0.0	
通所系サービス	通所介護	3,814	10.5	20.5
	通所リハビリテーション	794	2.2	
	地域密着通所介護	2,526	6.9	
	認知症対応型通所介護	334	0.9	
その他居宅系サービス	居宅介護支援	4,851	13.3	16.2
	居宅療養管理指導	207	0.6	
	福祉用具貸与	659	1.8	
	特定福祉用具販売	192	0.5	
短期入所系・多機能系サービス	短期入所生活介護	1,157	3.2	6.8
	短期入所療養介護	173	0.5	
	小規模多機能型居宅介護	950	2.6	
	看護小規模多機能型居宅介護	205	0.6	
施設系・居住系サービス	認知症対応型共同生活介護	2,720	7.5	27.1
	地域密着型特定施設	147	0.4	
	地域密着型介護老人福祉施設	672	1.8	
	特定施設入居者生活介護	1,453	4.0	
	介護老人福祉施設	2,682	7.4	
	介護老人保健施設	1,142	3.1	
	介護医療院	288	0.8	
	養護老人ホーム（特定施設以外）	252	0.7	
高齢者向け住まいサービス	住宅型有料老人ホーム（特定施設以外）	2,151	5.9	9.1
	サービス付き高齢者住宅（特定施設以外）	1,175	3.2	
合計		36,489	100.0	100.0

問 1-4. 従業員数

- 従業員数は、「10人～19人」が最も多く、「5人～9人」、「20人～49人」と続く。
- 居宅系と施設・住まい系では、従業員数の分布が大きく異なる傾向。

図表 10 従業員数（単一回答）

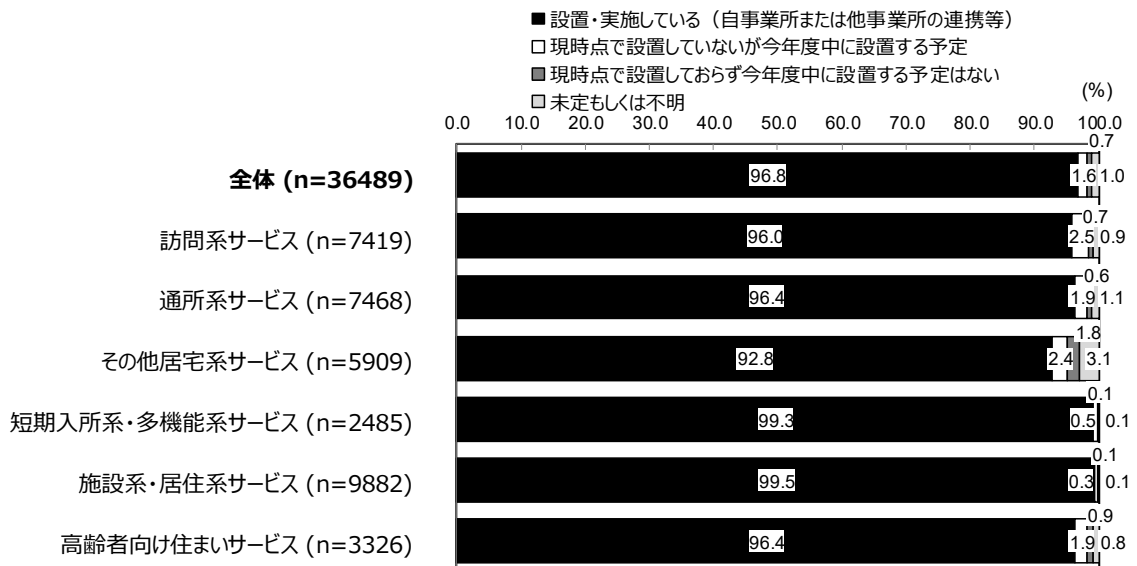


2. 高齢者虐待防止について

問 2-1. 虐待防止検討委員会等の設置・開催状況

- 虐待防止検討委員会等の設置・開催状況として、多くの事業所が、「設置・実施している」、「現時点で設置していないが今年度中に設置する予定」と回答する一方で、「現時点で設置しておらず今年度中に設置する予定はない」、「未定もしくは不明」の回答が約2%見られた。

図表 11 虐待防止検討委員会等の設置・開催状況（単一回答）



問 2-1-1. 一体的に開催している委員会

- ・ 一体的に開催している委員会は、「身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化委員会）」が最も多く、「感染症等の対策のための委員会」、「法人内の複数事業所の虐待防止検討委員会（合同で実施している場合）」が続く。

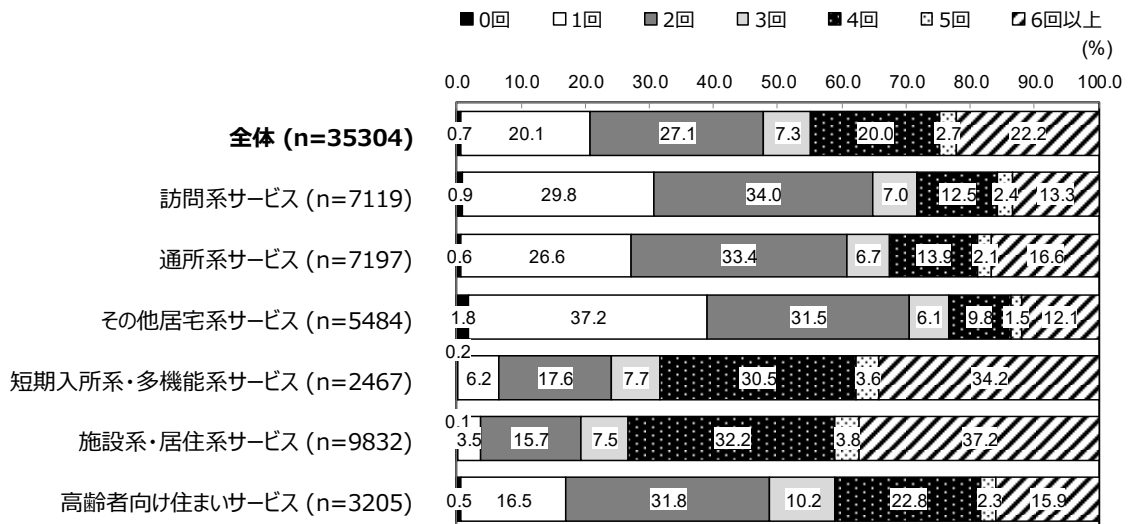
図表 12 一体的に開催している委員会（複数回答）

	身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化委員会）	入所（利用）者の権利擁護に関して包括的に検討する委員会	事故防止、安全管理等に関する委員会	感染症等の対策のための委員会	法人内の複数事業所の虐待防止検討委員会（合同で実施している場合）	法人外を含む施設・事業者の虐待防止検討委員会（連携して実施している場合）	運営推進会議（地域密着型サービス）	なし（単独で設置・運営）
全体 (n=35304)	74.7	12.7	35.9	41.0	37.3	3.0	10.9	8.9
訪問系サービス (n=7119)	72.4	10.2	35.5	46.9	39.9	3.1	3.1	8.7
通所系サービス (n=7197)	68.1	12.1	35.7	44.0	39.2	2.6	18.6	9.3
その他居宅系サービス (n=5484)	60.3	7.7	25.1	41.1	45.9	5.3	1.6	11.9
短期入所系・多機能系サービス (n=2467)	83.3	14.5	36.5	31.2	35.3	1.9	17.8	7.4
施設系・居住系サービス (n=9832)	84.5	15.9	38.8	33.9	26.6	1.9	15.6	9.0
高齢者向け住まいサービス (n=3205)	82.8	16.7	45.9	50.0	47.1	4.1	7.2	4.6

問 2-1-2. 委員会の開催回数

- ・ 委員会の開催回数は、「2回」が最も多く、「6回以上」、「1回」と続く。
- ・ 居宅系と比較すると、施設・住まい系の方が委員会の開催回数が多い傾向。

図表 13 委員会の開催回数（数値回答）



問 2-1-3. 委員会の構成メンバー

- ・ 委員会の構成メンバーは、「施設・事業所の管理者」が最も多く約 91%、「介護職員」、「リーダー・主任等、ケアチーム単位の責任者」と続く。
- ・ その他では、「介護支援専門員」の回答が多く見られた。

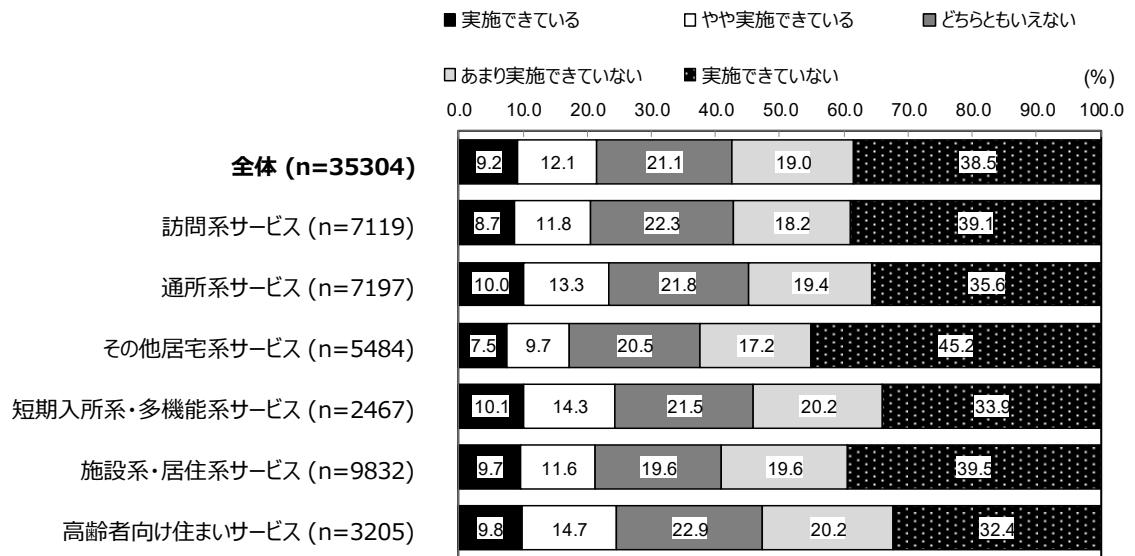
図表 14 委員会の構成メンバー（複数回答）

	施設・事業所の管理職	ケア部長等のケア部門の責任者	リーダー・主任等・ケアチーム単位の責任者	事務長等、事務部門の役職者	医師	看護職員	生活相談員	介護職員	リハビリテーション・機能訓練担当職員	管理栄養士・栄養士	他法人の理事、施設長等の役職者	法人外の学識経験者等の有識者	外部評価委員等の法人外の第三者	家族等の代表者	地域住民等の代表者	単位 (%)
全体 (n=35304)	91.3	26.3	53.0	21.0	8.5	51.3	40.8	60.9	19.7	13.2	2.2	0.8	1.1	2.0	2.1	
訪問系サービス (n=7119)	90.2	20.8	43.6	17.7	6.5	38.9	12.2	46.6	14.4	3.3	1.9	0.5	0.8	0.7	0.4	
通所系サービス (n=7197)	91.2	19.5	44.5	18.3	7.3	54.9	51.6	68.8	26.4	7.5	2.1	0.7	1.0	2.6	3.1	
その他居宅系サービス (n=5484)	90.6	19.0	35.4	19.0	5.8	23.7	17.4	25.8	9.8	6.2	2.3	0.9	0.5	0.5	0.3	
短期入所系・多機能系サービス (n=2467)	92.4	33.8	68.2	24.5	9.0	71.7	50.8	74.6	20.9	22.3	2.4	1.1	1.7	2.7	3.5	
施設系・居住系サービス (n=9832)	91.8	39.4	79.2	27.9	14.0	70.2	61.5	79.3	28.0	29.7	2.3	1.0	1.6	3.5	3.8	
高齢者向け住まいサービス (n=3205)	92.2	20.2	49.1	14.3	3.3	43.9	26.6	66.0	7.1	2.5	2.0	0.3	0.9	1.5	0.9	

問 2-1-4-1. 委員会の効果的な実施・運営に向けた工夫・取組の実施状況

- ・ メンバーを工夫した取組の実施について、「実施できていない」が最も多く（約 39%）、「どちらともいえない」、「あまり実施できていない」と続く。
- ・ 「実施できている」、「やや実施できている」の合算は 2 割程度。

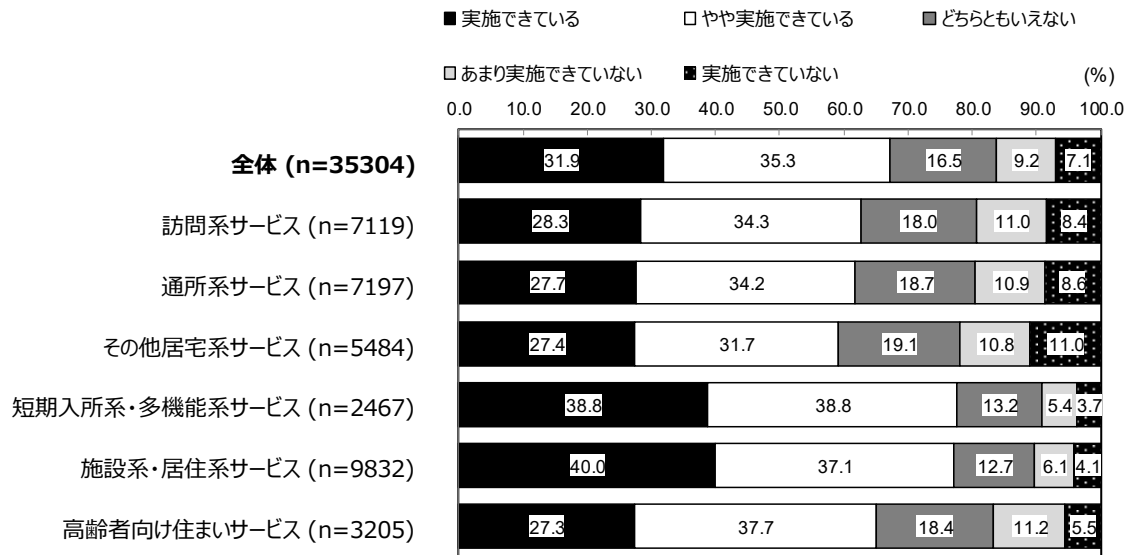
図表 15 委員会の効果的な実施・運営に向けた工夫・取組の実施状況（単一回答）



問 2-1-4-2. 委員会の効果的な実施・運営に向けた工夫・取組の実施状況

- ・ 運営形態・開催方法を工夫した取組の実施について、「やや実施できている」が最も多く、「実施できている」との合算は約 67%。
- ・ 居宅系と比較すると、施設・住まい系の方が工夫・取組の実施が進んでいる傾向。

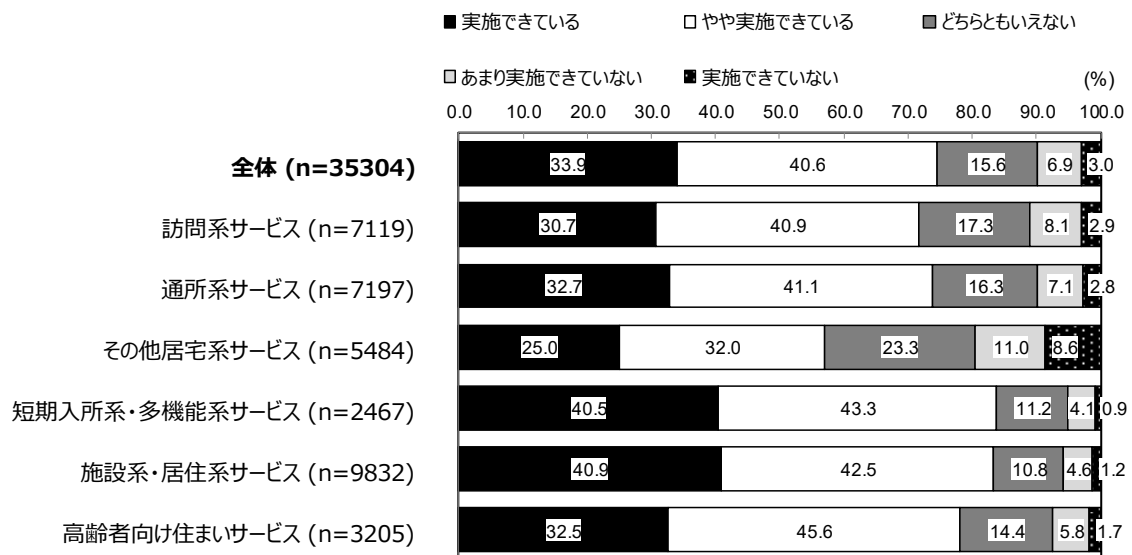
図表 16 委員会の効果的な実施・運営に向けた工夫・取組の実施状況（単一回答）



問 2-1-4-3. 委員会の効果的な実施・運営に向けた工夫・取組の実施状況

- ・ 虐待等に関する職員の相談・報告体制、実態把握・分析に関する工夫について、「やや実施できている」が最も多く、「実施できている」との合算は約 74%。
- ・ 居宅系と比較すると、施設・住まい系の方が工夫・取組の実施が進んでいる傾向。

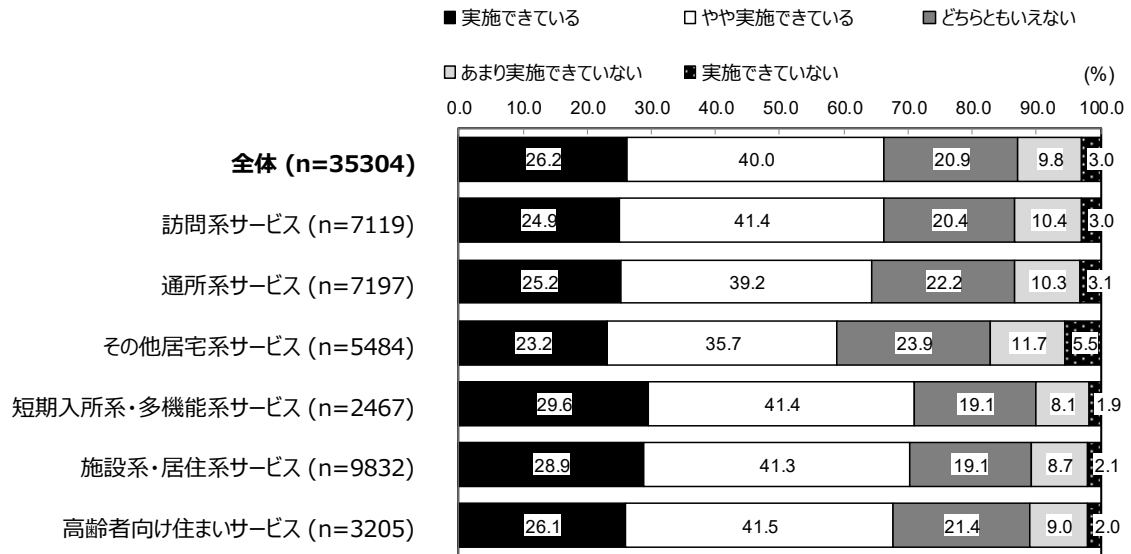
図表 17 委員会の効果的な実施・運営に向けた工夫・取組の実施状況（単一回答）



問 2-1-4-4. 委員会の効果的な実施・運営に向けた工夫・取組の実施状況

- ・ 委員会での検討内容、決定事項の周知・徹底に関する工夫について、「やや実施できている」が最も多く、「実施できている」との合算は約 66%。
- ・ 居宅系と施設・住まい系で傾向に大きな差は見られない。

図表 18 委員会の効果的な実施・運営に向けた工夫・取組の実施状況（単一回答）



問 2-1-5. 委員会を設置する上での課題

- ・ 委員会を設置する上での課題として、「委員会の設置を検討する時間を確保できない」が最も多く（約 33%）、「運営基準上の人員配置基準は満たしているものの、委員会を設置し、検討できるだけの人員が不足している」、「委員会の委員構成等に関する相談先がない（職員数が少ないため）」と続く。
- ・ その他では、「1 人事業所であるため」、「開設間もないため」の回答が複数見られ、その場合「課題は特にない」とする傾向が見られる。

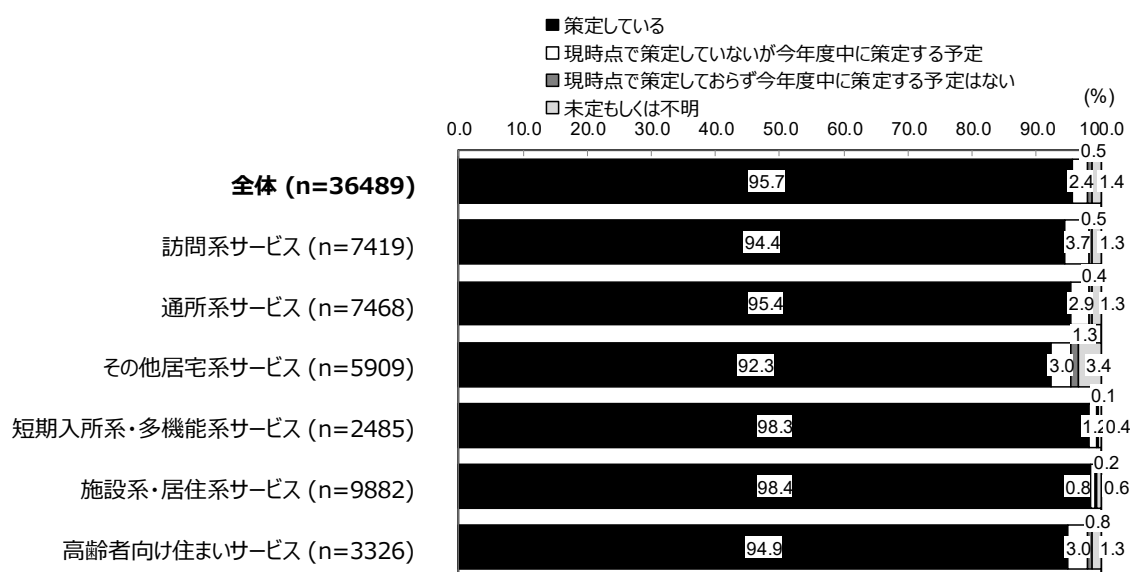
図表 19 委員会を設置する上での課題（複数回答）

	単位 (%)									
	委員会の設置を検討する時間を確保できない	委員会の委員構成等に関する相談先がない（職員数が少ないため）	委員会の委員構成等に関する相談先がない（外部に相談できる窓口や繋がりがないため）	委員会の設置に関する情報や資料の入手ができていない	委員会の設置に関する内容の合意が得られていない	運営基準上の人員配置基準は満たしているものの、委員会を設置し、検討できるだけの人員が不足している	運営基準上の人員配置基準は満たしているものの、委員会を設置し、検討できるだけの力量・経験が不足している	課題は特にない		
全体 (n=1185)	32.5	29.3	10.9	17.2	2.8	29.5	15.0	18.5		
訪問系サービス (n=300)	38.3	30.7	13.3	16.0	2.7	31.7	19.3	13.7		
通所系サービス (n=271)	38.4	29.9	11.4	16.2	2.2	35.1	16.2	14.4		
その他居宅系サービス (n=425)	24.5	30.4	9.4	20.7	2.6	24.9	9.9	21.9		
短期入所系・多機能系サービス (n=18)	33.3	44.4	16.7	11.1	5.6	38.9	22.2	27.8		
施設系・居住系サービス (n=50)	32.0	22.0	14.0	18.0	6.0	36.0	22.0	24.0		
高齢者向け住まいサービス (n=121)	33.1	21.5	6.6	10.7	3.3	23.1	15.7	24.0		

問 2-2. 指針の策定状況

- 指針の策定状況について、多くの事業所が、「策定している」、「現時点で策定していないが今年度中に策定する予定」と回答する一方で、「現時点で策定しておらず今年度中に策定する予定はない」、「未定もしくは不明」の回答が約 2%見られた。

図表 20 指針の策定状況（単一回答）

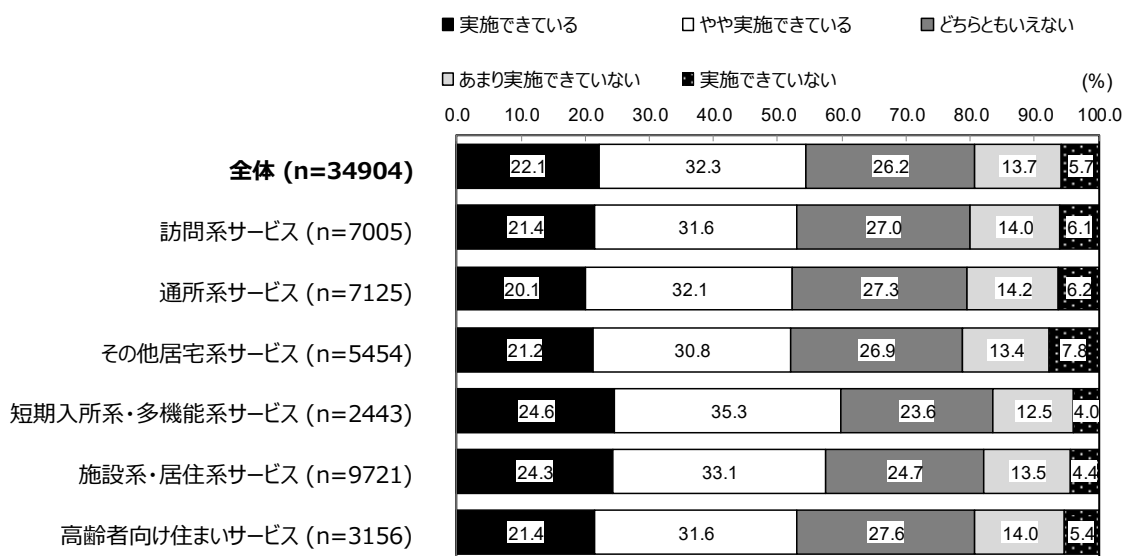


問 2-2-1-1. 指針の効果的な策定・運用に向けた工夫の実施状況

【指針の策定、見直しのプロセス・体制に関する工夫の実施状況】

- 指針の策定、見直しのプロセス・体制に関する工夫について、「やや実施できている」が最も多く、「実施できている」との合算は約 54%。
- 居宅系と施設・住まい系で傾向に大きな差は見られない。

図表 21 指針の効果的な策定・運用に向けた工夫の実施状況（単一回答）

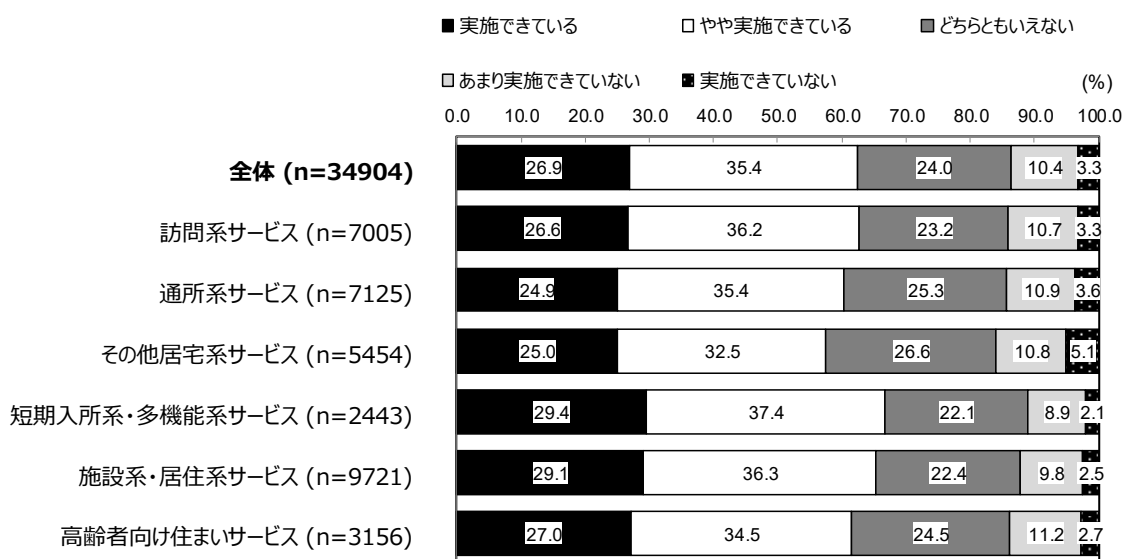


問 2-2-1-2. 指針の効果的な策定・運用に向けた工夫の実施状況

【指針の内容に関する工夫の実施状況】

- ・ 指針の内容に関する工夫について、「やや実施できている」が最も多く、「実施できている」との合算は約 62%。
- ・ 居宅系と施設・住まい系で傾向に大きな差は見られない。

図表 22 指針の効果的な策定・運用に向けた工夫の実施状況（単一回答）

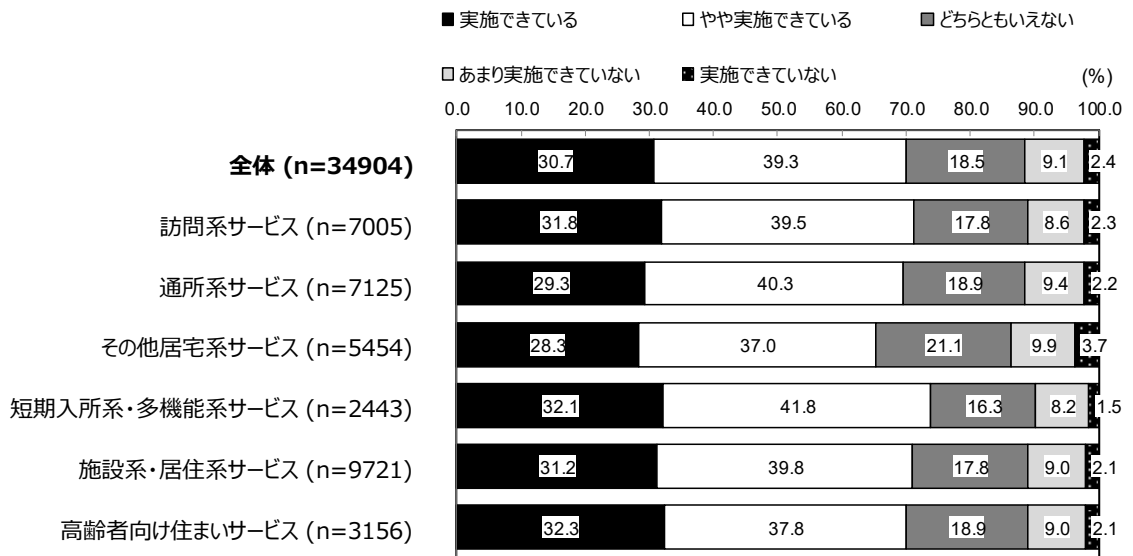


問 2-2-1-3. 指針の効果的な策定・運用に向けた工夫の実施状況

【指針の内容の周知・徹底に関する工夫の実施状況】

- ・ 指針の内容の周知・徹底に関する工夫について、「やや実施できている」が最も多く、「実施できている」との合算は約 70%。
- ・ 居宅系と施設・住まい系で傾向に大きな差は見られない。

図表 23 指針の効果的な策定・運用に向けた工夫の実施状況（単一回答）



問 2-2-2. 指針策定における課題

- ・ 指針策定における課題について、「策定する時間を確保することができない」が最も多く（約 43%）、「策定に関する情報や資料の入手ができていない」が続き、「課題は特にない」は約 25%であった。
- ・ その他では、「人員不足」、「法人本部として策定予定」などの回答が複数見られた。

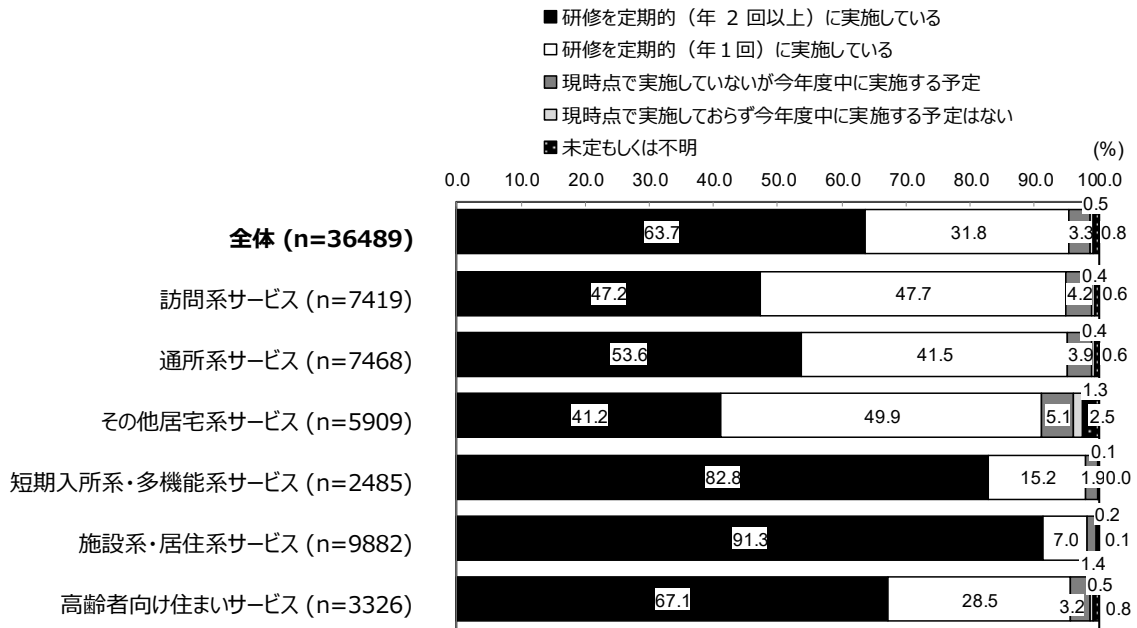
図表 24 指針策定における課題（複数回答）

	策定する時間を確保することができない	策定の内容や手順に関する相談先がない	策定に関する情報や資料の入手ができていない	策定の内容について合意が得られていない	運営基準上の人員配置基準は満たしているものの、策定の内容を検討する人材・人員が不足している	課題は特にない
全体 (n=1585)	43.4	21.2	29.9	3.6	0.0	25.7
訪問系サービス (n=414)	49.5	22.5	31.4	3.1	0.0	22.2
通所系サービス (n=343)	47.5	22.7	29.7	5.0	0.0	19.5
その他居宅系サービス (n=455)	38.7	20.9	29.5	2.6	0.0	31.2
短期入所系・多機能系サービス (n=42)	47.6	26.2	23.8	7.1	0.0	31.0
施設系・居住系サービス (n=161)	35.4	19.3	35.4	4.3	0.0	26.1
高齢者向け住まいサービス (n=170)	39.4	16.5	24.1	2.9	0.0	30.6

問 2-3. 研修の実施状況

- ・ 研修の実施状況について、多くの事業所が、「実施している」、「今年度中に実施予定」と回答する一方で、「現時点で実施しておらず今年度中に実施する予定はない」、「未定もしくは不明」の回答が約 1%見られた。

図表 25 研修の実施状況（単一回答）



問 2-3-1. 研修時に一体的に開催している事項

- ・ 研修時に一体的に開催している事項について、「身体拘束適正化に関する研修会と一体的に開催」が最も多く（約 58%）、「法人内の複数事業所での合同開催」（約 47%）が続く。
- ・ その他では、「eラーニング」や、「Youtube 動画」など、オンライン研修を実施している事業所も多数見られた。

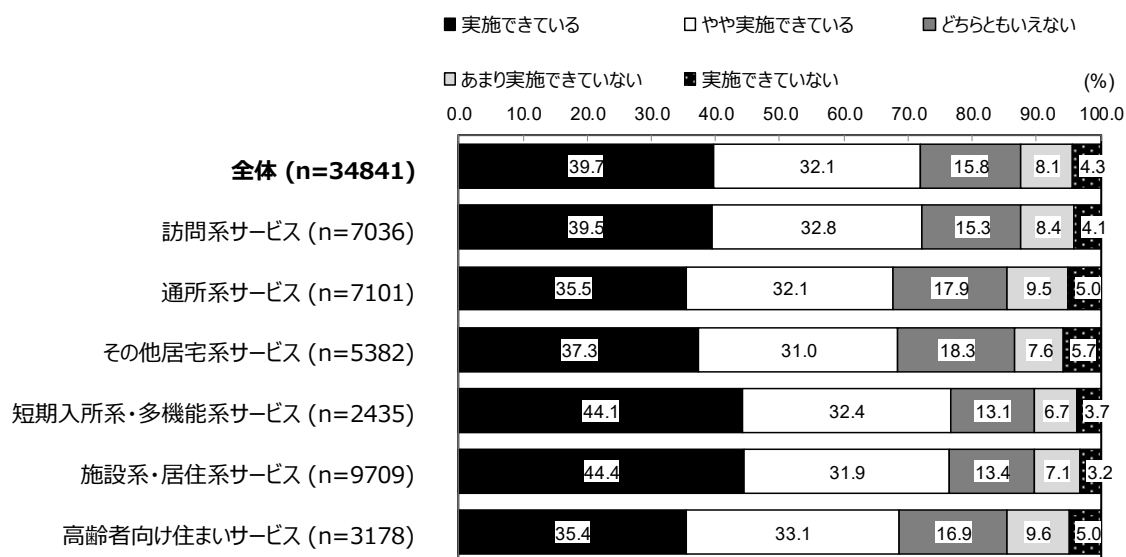
図表 26 研修時に一体的に開催している事項（複数回答）

	単位 (%)						
	法人内の複数事業所での合同開催	身体拘束適正化に関する研修会と一体的に開催	身体拘束適正化に関するもの以外の研修会との合同開催	都道府県や市町村、社会福祉協議会、事業所団体や職能団体等が実施する研修会への参加	法人外の複数事業所による合同開催	新規採用時の研修の一環として実施	特になし
全体 (n=34841)	47.0	57.9	11.6	19.4	3.0	25.2	7.2
訪問系サービス (n=7036)	47.5	56.0	11.5	16.3	2.9	21.0	7.0
通所系サービス (n=7101)	47.0	55.4	11.8	14.4	1.9	21.7	9.3
その他居宅系サービス (n=5382)	54.1	44.1	9.0	28.2	7.7	13.6	7.4
短期入所系・多機能系サービス (n=2435)	50.1	65.6	12.1	20.5	2.1	32.5	4.5
施設系・居住系サービス (n=9709)	38.8	66.0	11.9	21.6	1.9	36.9	6.9
高齢者向け住まいサービス (n=3178)	56.1	59.8	14.3	14.8	2.5	20.4	5.5

問 2-3-2-1. 効果的な研修の実施に向けた工夫の実施状況

- ・ 職員の受講のしやすさに関する工夫について、「実施できている」が最も多く、「やや実施できている」との合算は約 72%。
- ・ 居宅系と施設・住まい系で傾向に大きな差は見られない。

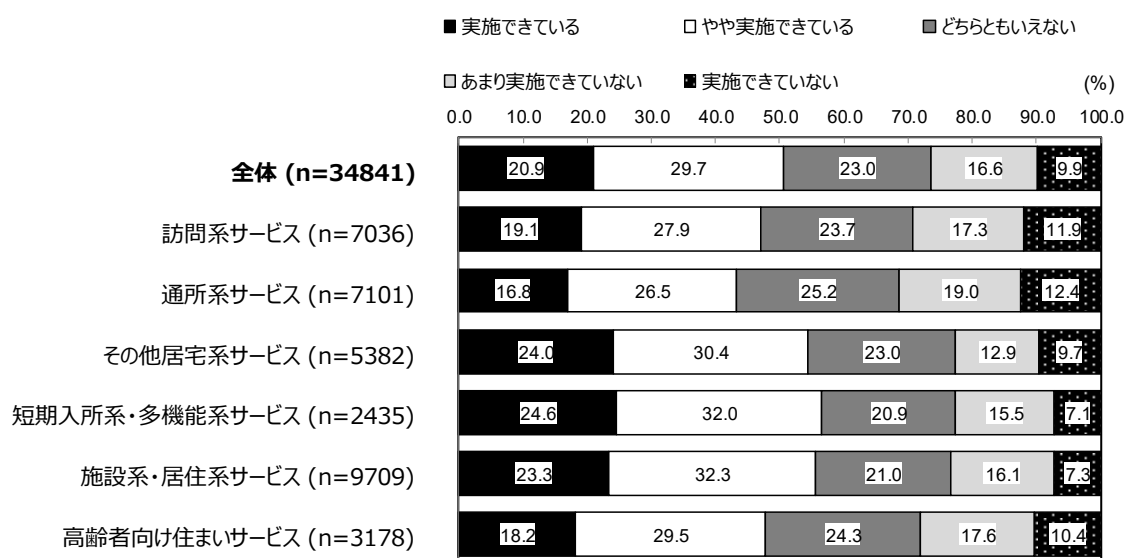
図表 27 効果的な研修の実施に向けた工夫の実施状況（単一回答）



問 2-3-2-2. 効果的な研修の実施に向けた工夫の実施状況

- ・ 研修企画の運用体制、外部研修等の活用に関する工夫について、「やや実施できている」が最も多く、「実施できている」との合算は約 51%。
- ・ 居宅系と施設・住まい系で傾向に大きな差は見られない。

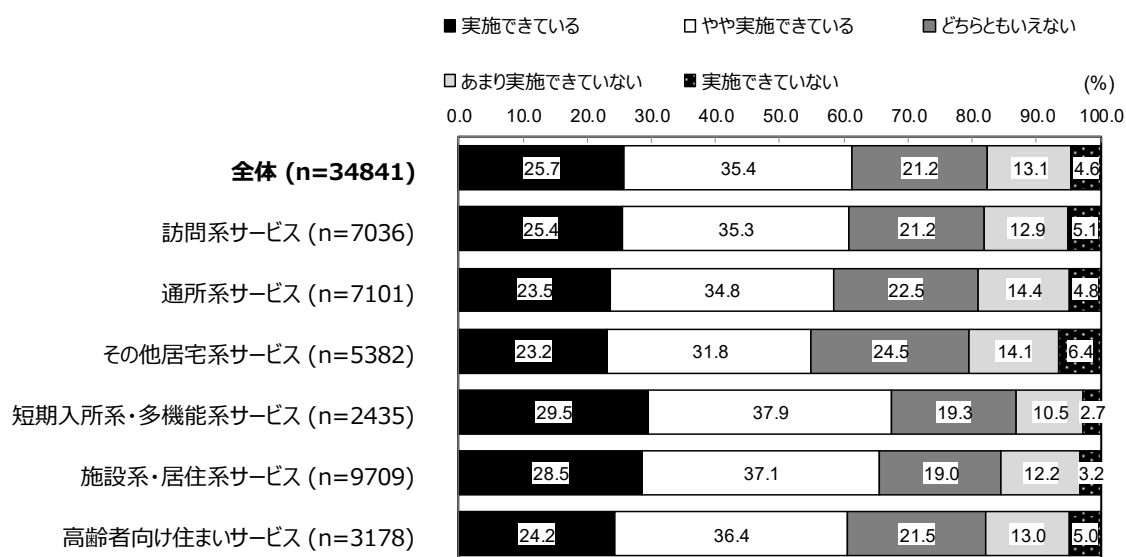
図表 28 効果的な研修の実施に向けた工夫の実施状況（単一回答）



問 2-3-2-3. 効果的な研修の実施に向けた工夫の実施状況

- ・ 研修方法・学習方法、研修効果の評価に関する工夫について、「やや実施できている」が最も多く、「実施できている」との合算は約 61%。
- ・ 居宅系と施設・住まい系で傾向に大きな差は見られない。

図表 29 効果的な研修の実施に向けた工夫の実施状況（単一回答）



問 2-3-3. 研修を実施する上での課題

- ・ 研修を実施する上での課題について、「研修計画を策定する時間を確保することができない」が最も多く(約 41%)、「研修に関する情報や資料の入手ができていない」が続く。なお、「課題は特にない」は約 26%であった。
- ・ その他では、「1 人事業所であるため」、「開設間もないため」の回答が複数見られ、その場合「課題は特にない」とする傾向が見られる。

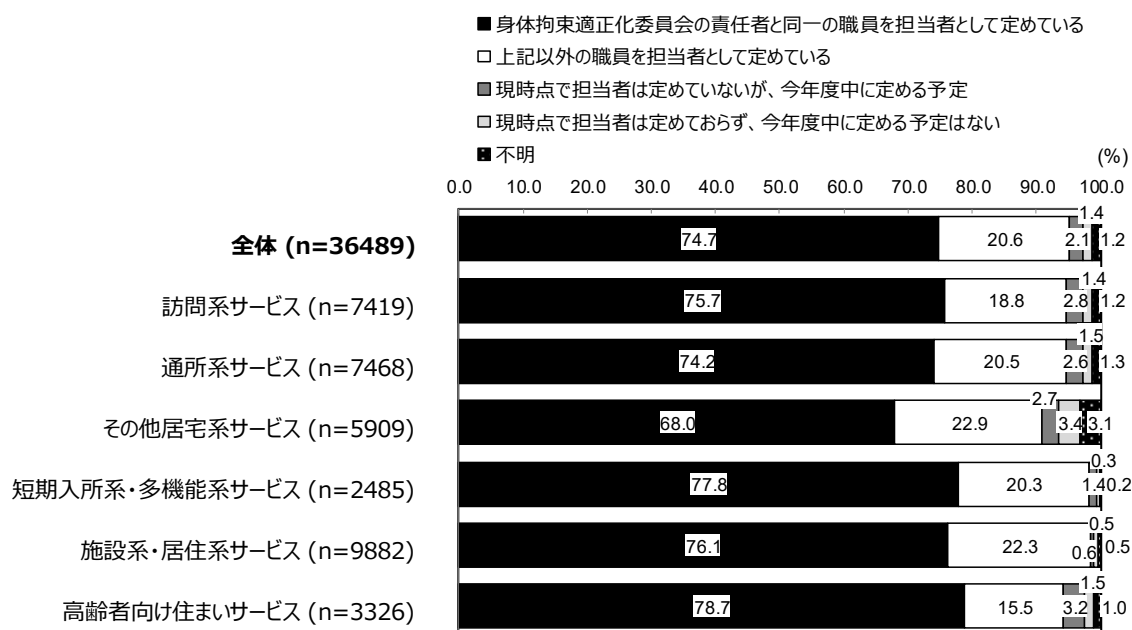
図表 30 研修を実施する上での課題 (複数回答)

	研修計画を策定する時間を確保することができない	研修の内容や実施方法等に関する相談先がない(職員が一人の場合等)	研修に関する情報や資料の入手ができていない	研修の内容や実施計画などについて合意が得られていない	研修を実施する講師を確保できていない	研修を実施するための予算を確保できていない	運営基準上の人員配置基準を満たしているものの、研修を実施するための人員が不足している	課題は特にない
全体 (n=1648)	40.5	12.9	21.0	2.1	14.3	6.7	18.0	26.1
訪問系サービス (n=383)	48.0	12.0	15.7	3.4	15.1	9.4	18.8	22.5
通所系サービス (n=367)	43.9	9.3	19.3	1.9	14.2	7.4	19.9	25.1
その他居宅系サービス (n=527)	30.4	19.5	26.9	1.9	13.5	4.7	10.8	30.7
短期入所系・多機能系サービス (n=50)	34.0	8.0	14.0	0.0	12.0	8.0	26.0	34.0
施設系・居住系サービス (n=173)	45.1	6.9	23.1	1.7	17.9	6.9	28.3	21.4
高齢者向け住まいサービス (n=148)	45.3	9.5	17.6	1.4	12.2	4.7	22.3	24.3

問 2-4. 担当者の配置状況

- ・ 担当者の配置状況について、多くの事業所が、「定めている」、「今年度中に定める予定」と回答する一方で、「現時点で担当者は定めておらず、今年度中に定める予定はない」、「不明」の回答が約 3%見られた。

図表 31 担当者の配置状況 (単一回答)



問 2-4-1. 担当者の職種

- ・ 担当者の職種については、「施設・事業所の管理者」が最も多く約 73%、「リーダー・主任等、ケアチーム単位の責任者」、「介護職員」、と続く。
- ・ その他では、「介護支援専門員」の回答が多く見られた。

図表 32 担当者の職種（複数回答）

	単位 (%)									
	施設・事業所の管理者	ケア部長等のケア部門の責任者	リーダー・主任等、ケアチーム単位の責任者	事務長等、事務部門の役職者	医師（法人内）	看護職員	生活相談員	介護職員	リハビリテーション・機能訓練担当職員	管理栄養士・栄養士
全体 (n=34753)	72.6	15.2	30.9	8.2	3.1	20.5	19.0	25.5	7.4	3.6
訪問系サービス (n=7016)	76.8	12.7	26.0	7.2	2.4	20.6	5.4	19.5	6.8	1.0
通所系サービス (n=7069)	75.0	11.5	26.2	7.6	2.8	20.7	28.9	26.4	10.0	2.5
その他居宅系サービス (n=5370)	81.8	11.1	19.8	7.7	2.0	8.6	7.1	9.0	3.4	1.7
短期入所系・多機能系サービス (n=2438)	67.3	19.9	40.4	8.9	3.4	27.9	25.9	37.0	8.2	7.1
施設系・居住系サービス (n=9724)	61.8	21.7	41.8	10.4	4.9	24.9	28.6	32.7	9.3	7.3
高齢者向け住まいサービス (n=3136)	80.4	12.1	30.5	5.8	1.0	20.4	12.5	33.6	2.8	1.0

問 2-4-2. 担当者を配置する上での課題

- ・ 担当者を配置する上での課題として、「運営基準上の人員配置基準は満たしているものの、担当者を配置するための人員が不足している」が最も多く約 31%、次いで「担当者の配置を検討する時間がない」（約 23%）であった。
- ・ その他では、「1 人事業所であるため」、「開設間もないため」の回答が複数見られ、その場合「課題は特にない」とする傾向が見られる。

図表 33 担当者を配置する上での課題（複数回答）

	単位 (%)					
	担当者の配置を検討する時間がない	担当者の配置について相談先がない	担当者の配置に関する情報や資料の入手ができていない	担当者を担う職員について合意が得られていない	運営基準上の人員配置基準は満たしているものの、担当者を配置するための人員が不足している	課題は特にない
全体 (n=1736)	23.3	9.9	18.0	10.1	30.7	28.9
訪問系サービス (n=403)	28.5	9.4	15.9	10.2	36.7	24.6
通所系サービス (n=399)	24.6	8.8	17.8	10.8	29.6	28.6
その他居宅系サービス (n=539)	21.2	12.2	21.3	5.4	23.4	33.8
短期入所系・多機能系サービス (n=47)	34.0	6.4	17.0	25.5	44.7	17.0
施設系・居住系サービス (n=158)	15.8	8.2	18.4	12.7	32.9	33.5
高齢者向け住まいサービス (n=190)	18.9	8.4	13.7	16.3	35.8	24.2

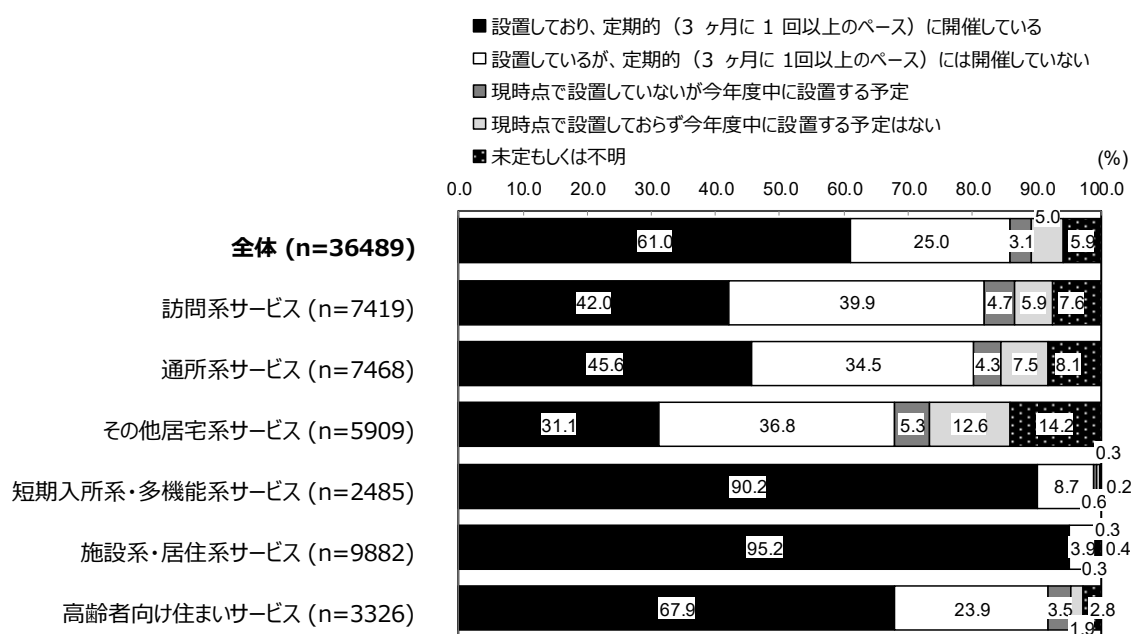
3. 身体的拘束等適正化について

※ 介護保険施設においては運営基準に身体的拘束等適正化に向けた体制整備（委員会の開催、研修実施および指針の策定）の義務付けがされているが、それ以外のサービスにおいては義務化となっていない点は留意。

問 3-1. 身体拘束適正化委員会等の設置・運営状況

- ・ 身体拘束適正化委員会等の設置・運営状況について、多くの事業所が、「設置している」、「今年度中に設置する予定」と回答する一方で、「現時点で設置しておらず今年度中に設置する予定はない」、「未定もしくは不明」の回答が約 11%見られた。

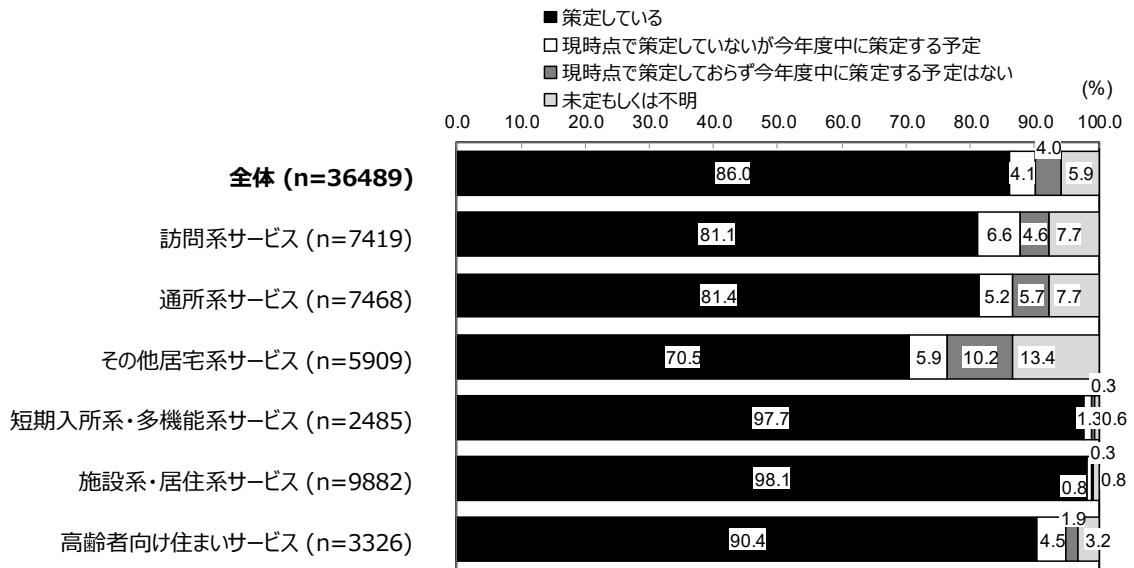
図表 34 身体拘束適正化委員会等の設置・運営状況（単一回答）



問 3-2. 指針の策定状況

- ・ 指針の策定状況について、多くの事業所が、「策定している」、「今年度中に策定する予定」と回答する一方で、「現時点で策定しておらず今年度中に策定する予定はない」、「未定もしくは不明」の回答が約 10%見られた。

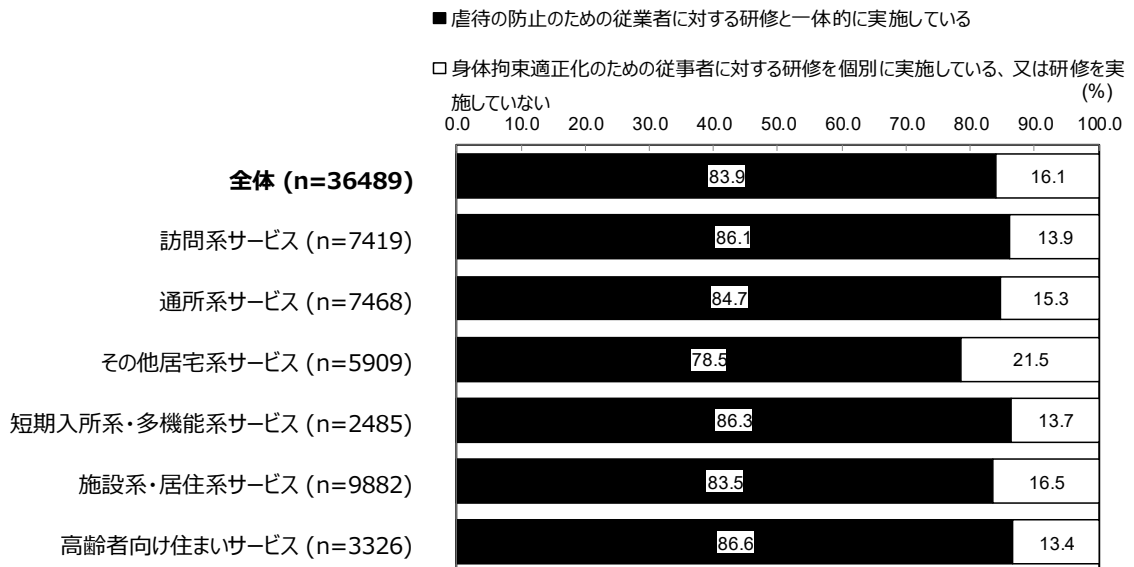
図表 35 指針の策定状況（単一回答）



問 3-3. 研修の実施状況

- 研修の実施状況について、「虐待の防止のための従業者に対する研修と一体的に実施している」の回答が約 84%であった。

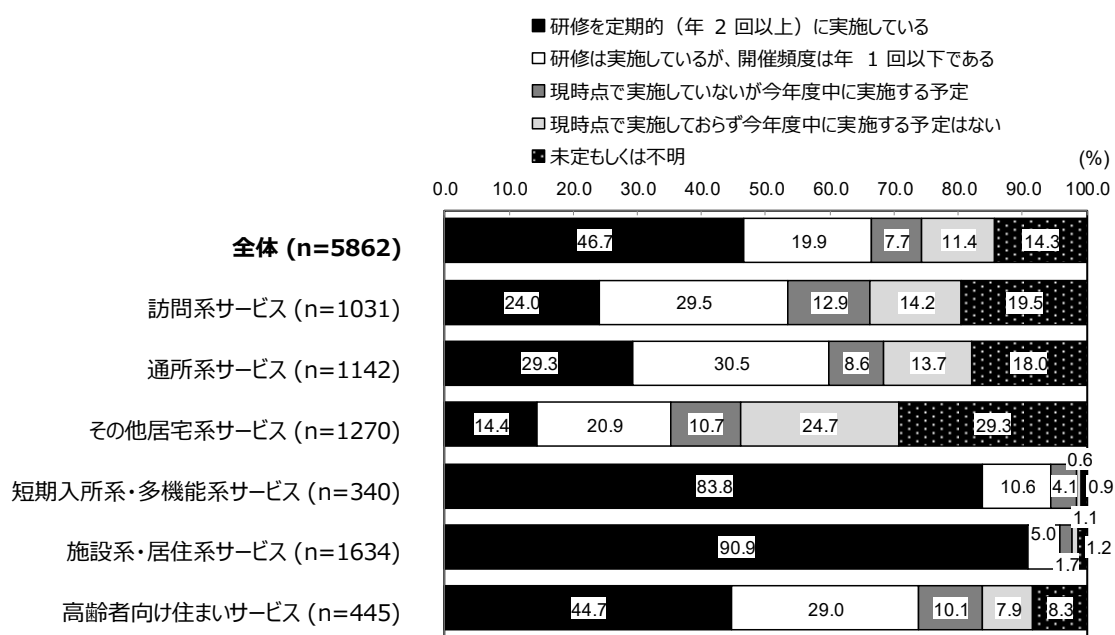
図表 36 研修の実施状況（単一回答）



問 3-3-1. 研修の実施状況

- ・ 研修の実施状況について、「研修を定期的（年 2 回以上）に実施している」が最も多く約 47%、「研修は実施しているが、開催頻度は年 1 回以下である」が約 20%と続く。
- ・ 「現時点で実施しておらず今年度中に実施する予定はない」、「未定もしくは不明」の合算は約 25%であった。

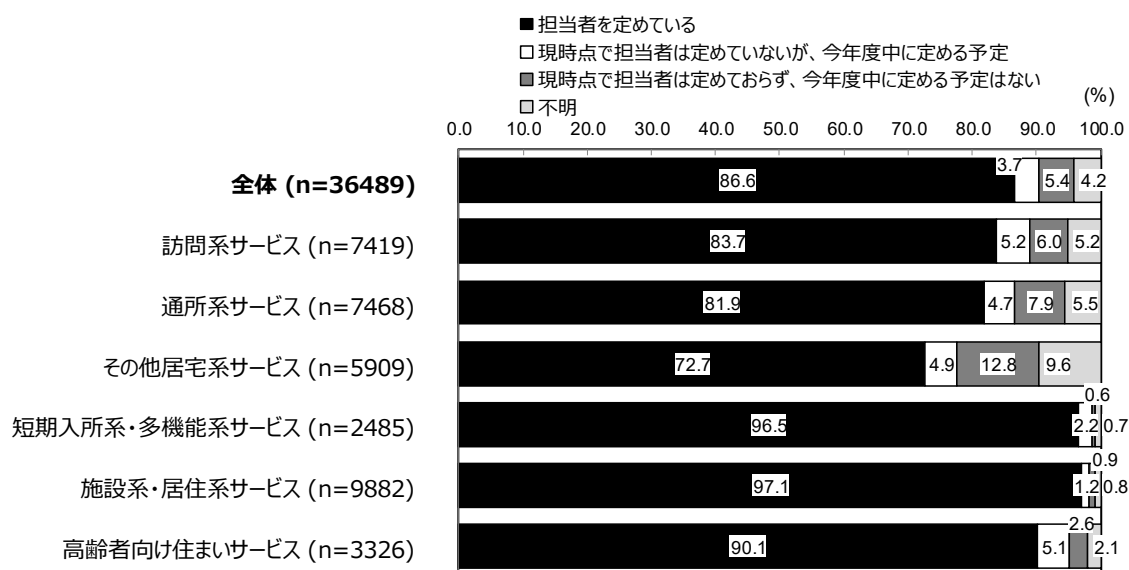
図表 37 研修の実施状況（単一回答）



問 3-4. 担当者の配置状況

- ・ 担当者の配置状況について、「担当者を定めている」が最も多く、「今年度中に定める予定」との合算値は約 90%。

図表 38 担当者の配置状況（単一回答）



問 3-4-1. 担当者の職種

- ・ 担当者の職種について、「施設・事業所の管理者」が最も多く約 72%、「リーダー・主任等、ケアチーム単位の責任者」、「介護職員」と続く。
- ・ その他では、「介護支援専門員」の回答が多く見られた。

図表 39 担当者の職種（複数回答）

	施設・事業所の管理者	ケア部長等のケア部門の責任者	リーダー・主任等、ケアチーム単位の責任者	事務長等、事務部門の役職者	医師（法人内）	看護職員	生活相談員	介護職員	リハビリテーション・機能訓練担当職員	管理栄養士・栄養士
全体 (n=31610)	72.2	15.9	32.0	8.0	3.3	21.8	19.5	27.0	7.6	4.0
訪問系サービス (n=6207)	77.5	13.4	26.5	6.7	2.5	20.4	5.5	20.1	6.2	1.1
通所系サービス (n=6118)	74.9	12.1	26.4	7.7	2.9	21.8	28.8	26.6	9.5	2.7
その他居宅系サービス (n=4296)	81.7	12.7	20.7	7.6	2.0	9.6	7.9	10.3	3.7	2.0
短期入所系・多機能系サービス (n=2398)	66.5	19.4	39.8	8.4	3.5	28.4	25.6	37.2	8.1	7.0
施設系・居住系サービス (n=9594)	61.7	21.3	42.5	9.9	5.3	26.9	28.7	34.6	10.1	7.9
高齢者向け住まいサービス (n=2997)	80.0	12.7	30.7	5.4	1.1	20.6	12.0	33.6	3.1	0.9

問 3-5-1. 身体拘束をしないための工夫の取組事例

- ・ 身体拘束をしないための工夫について、「代替的な方法の検討」が最も多く約 52%、「身体拘束を誘発する原因の除去」、「本人・家族に対する支援」と続く。

図表 40 身体拘束をしないための工夫の取組事例（複数回答）

単位 (%)

	代替的な方法の検討	身体拘束を誘発する原因の除去	本人・家族に対する支援	法人内での相談支援体制/外部有識者との連携	緊急やむを得ない場合であっても、事業所の方針として、身体拘束はしないこととしている（そのため、工夫はない）	特になし
全体 (n=32691)	52.4	40.9	31.2	14.2	27.8	17.1
訪問系サービス (n=6489)	44.5	34.5	32.9	12.8	27.3	21.6
通所系サービス (n=6607)	41.7	33.2	24.0	11.7	34.1	20.4
その他居宅系サービス (n=4998)	38.9	27.5	33.7	12.6	20.9	30.0
短期入所系・多機能系サービス (n=2316)	63.9	50.3	35.2	16.2	28.5	9.6
施設系・居住系サービス (n=9239)	68.3	54.9	33.2	17.4	26.7	8.2
高齢者向け住まいサービス (n=3042)	58.2	43.6	30.3	13.8	28.9	11.8

問 3-5-2. 緊急やむを得ない場合の手続きに関する取組事例

- ・ 緊急やむを得ない場合の手続きについて、「本人・家族に対する詳細な説明」が最も多く約 37%、「緊急やむを得ない場合であっても、事業所の方針として、身体拘束はしないこととしている」、「本人・家族・関係者での手続き」と続く。

図表 41 緊急やむを得ない場合の手続きに関する取組事例（複数回答）

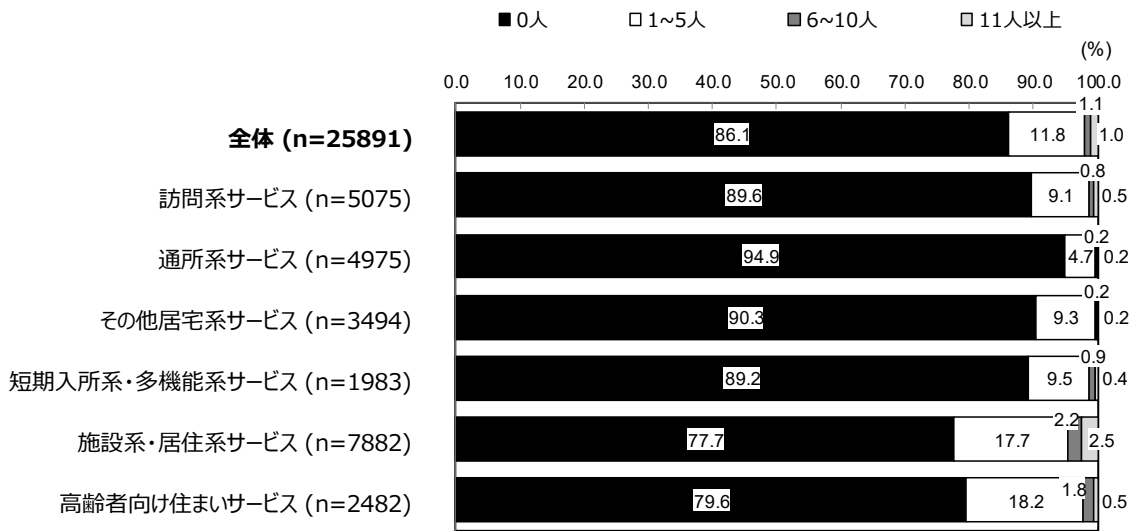
単位 (%)

	本人・家族・関係者での手続き	本人・家族に対する詳細な説明	身体拘束解除の意思決定	緊急やむを得ない場合であっても、事業所の方針として、身体拘束はしないこととしている（そのため、手続きは発生しない）	特になし
全体 (n=32095)	29.4	36.9	19.0	31.0	26.7
訪問系サービス (n=6361)	25.8	32.6	15.9	29.7	31.5
通所系サービス (n=6463)	21.9	28.3	12.6	36.8	30.5
その他居宅系サービス (n=4885)	21.2	27.0	13.9	23.2	42.4
短期入所系・多機能系サービス (n=2269)	35.3	41.9	23.6	32.8	20.8
施設系・居住系サービス (n=9105)	38.2	48.1	27.0	30.9	16.7
高齢者向け住まいサービス (n=3012)	35.1	42.6	19.7	32.7	18.2

問 3-6-1. 身体拘束等を実施した件数

- ・ 令和 6 年度中に「緊急やむを得ない」場合の身体拘束等を実施した件数について、「0 人」の回答が最も多く約 86%であり、「1~5 人」、「6~10 人」、「11 人以上」と続く。

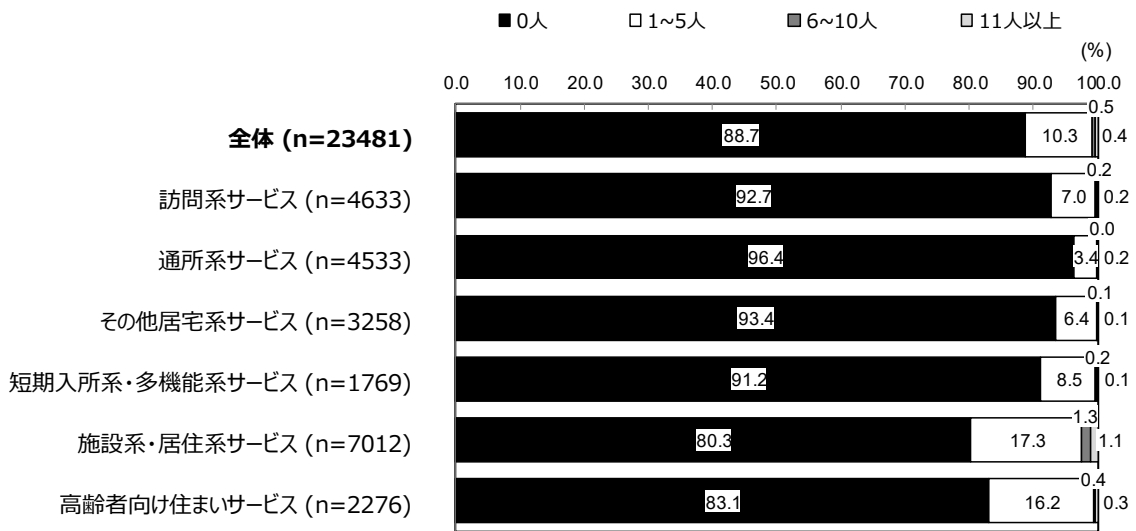
図表 42 身体拘束等を実施した件数（数値回答）



問 3-6-2. 身体拘束を解除した件数

- 令和6年度中に身体拘束を解除した件数について、「0人」の回答が最も多く約89%であり、「1~5人」、「6~10人」、「11人以上」と続く。

図表 43 身体拘束を解除した件数（数値回答）

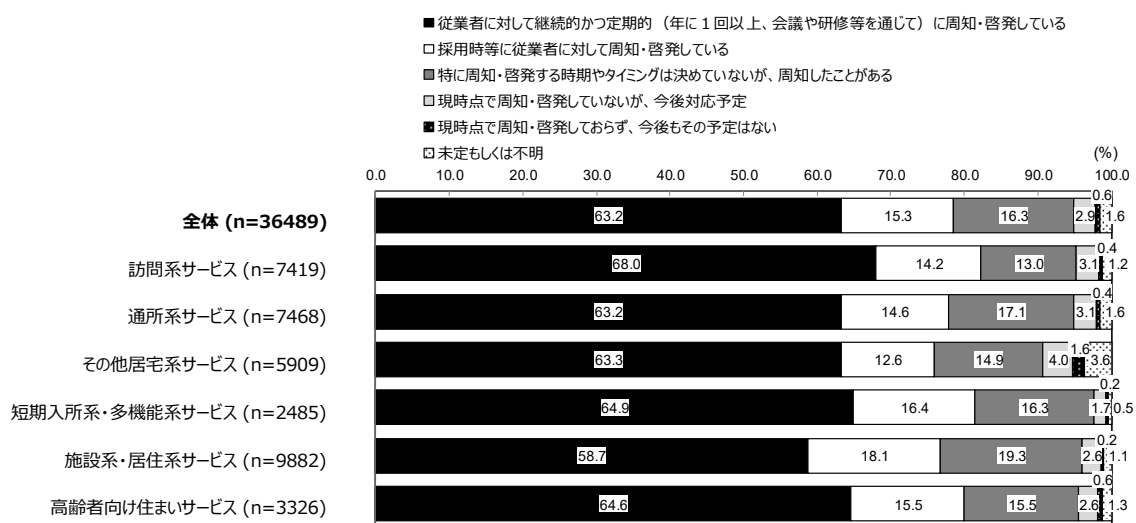


4. ハラスメント対策について

問 4-1. 「事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発」の取組状況

- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発の取組状況について、多くの事業所が、「周知・啓発している」、「今後対応予定」と回答する一方で、「現時点で周知・啓発しておらず、今後もその予定はない」、「未定もしくは不明」の回答が約 2%見られた。

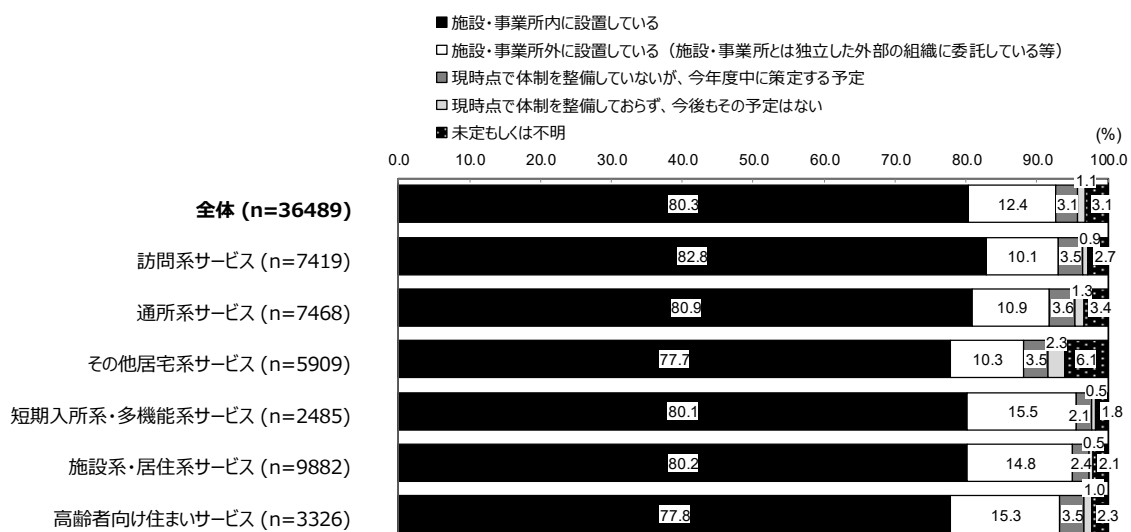
図表 44 「事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発」の取組状況（単一回答）



問 4-2. 「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」の取組状況

- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備の取組状況について、多くの事業所が、「設置している」、「今年度中に策定予定」と回答する一方で、「現時点で体制を整備しておらず、今後もその予定はない」、「未定もしくは不明」の回答が約 4%見られた。

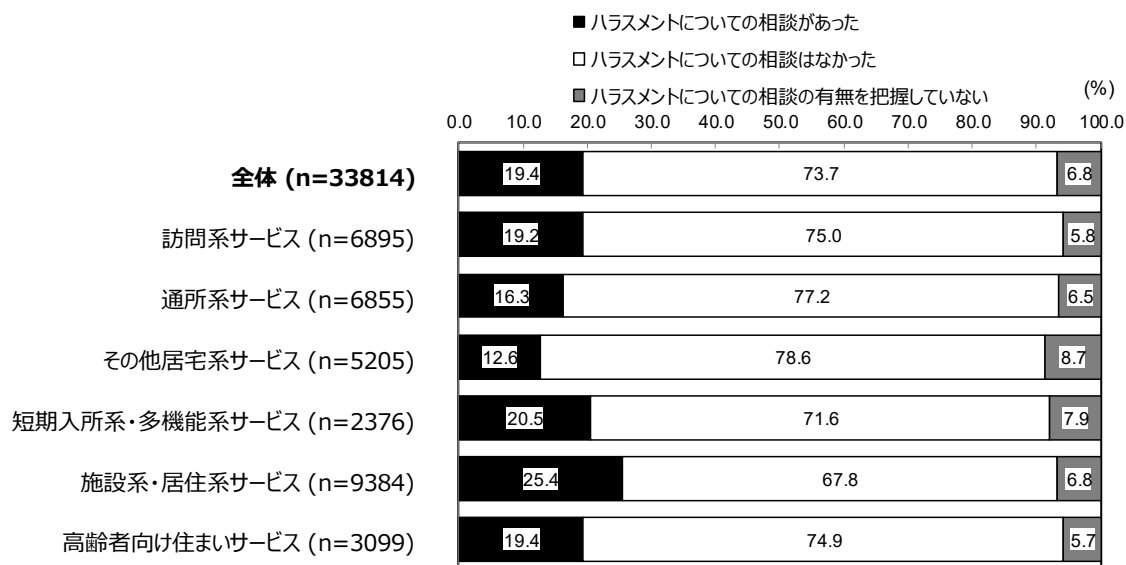
図表 45 「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」の取組状況（単一回答）



問 4-2-1. 過去 3 年間の相談有無

- 過去 3 年間の相談有無について、「ハラスメントについての相談はなかった」の回答が最も多く約 74%であった。
- サービス種別では、「施設系・居住系サービス」の約 25%で、「ハラスメントについての相談があった」と回答しており、他サービス種別と比較して若干高い傾向。

図表 46 過去 3 年間の相談有無（単一回答）



問 4-2-2 ハラスメントの相談内容

- ・ ハラスメントの相談内容について、「パワーハラスメントについての相談」が最も多く約 60%、「セクシャルハラスメントについての相談」、「カスタマーハラスメントについての相談」と続く。
- ・ その他では、「モラルハラスメント」や、「スメルハラスメント」といった回答が複数見られた。

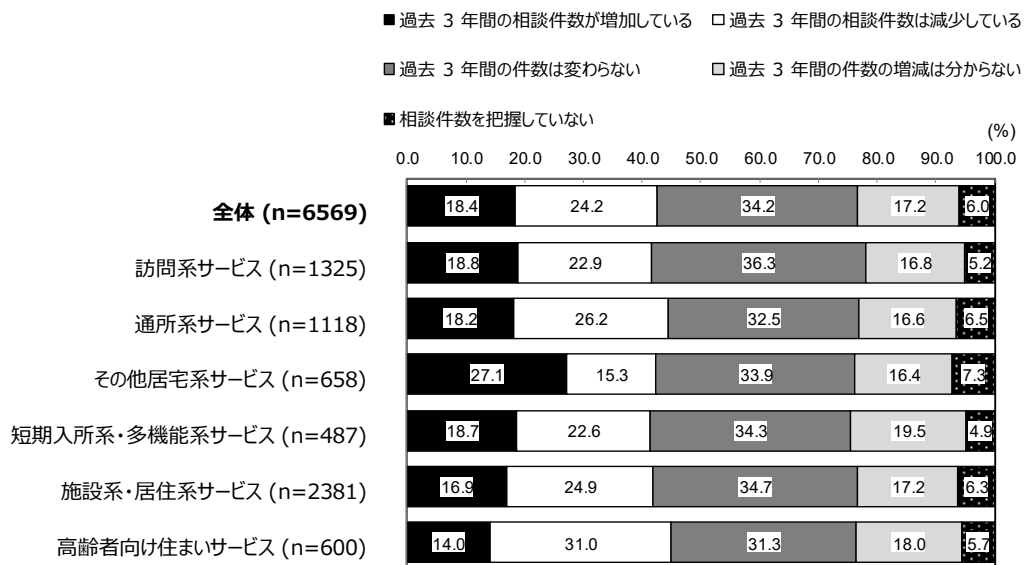
図表 47 ハラスメントの相談内容（複数回答）

	単位 (%)			
	パワーハラスメントについての相談	セクシャルハラスメントについての相談	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント又は不利益取扱いについての相談	カスタマーハラスメントについての相談
全体 (n=6569)	59.8	35.5	1.9	34.6
訪問系サービス (n=1325)	43.5	40.1	1.1	47.6
通所系サービス (n=1118)	58.9	38.5	2.3	29.6
その他居宅系サービス (n=658)	50.5	22.8	1.2	53.3
短期入所系・多機能系サービス (n=487)	65.5	37.6	1.8	26.5
施設系・居住系サービス (n=2381)	70.5	35.5	2.5	24.4
高齢者向け住まいサービス (n=600)	60.5	32.2	1.5	41.8

問 4-2-3 相談件数推移

- ・ 過去 3 年間の相談件数推移について、「件数は変わらない」の回答が最も多く約 34%であった。
- ・ サービス種別では、「その他居宅系サービス」のみ、減少<増加となっており、他サービス種別とは傾向が異なる。

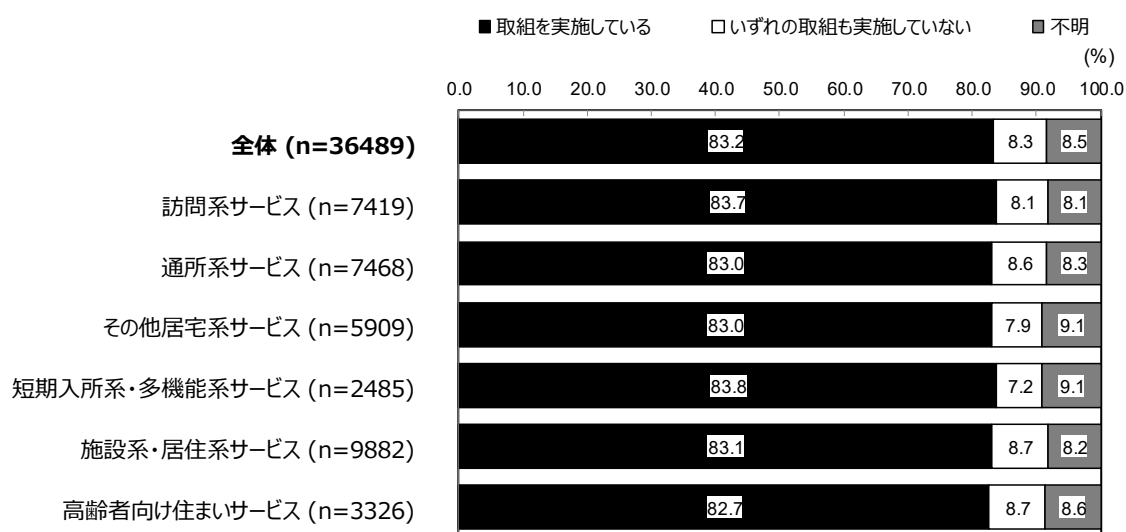
図表 48 相談件数推移（単一回答）



問 4-3 事業主が講じることが望ましい取組の実施状況

- ・ 事業主が講じることが望ましい取組の実施状況について、「取組を実施している」の回答が約 83%であった。
- ・ 居宅系と施設・住まい系で傾向に大きな差は見られない。

図表 49 事業主が講じることが望ましい取組の実施状況（単一回答）



問 4-3-1 事業主が講じることが望ましい取組の取組内容

- ・ 事業主が講じることが望ましい取組の取組内容について、「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談窓口の設置等）」が最も多く約 89%、「被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応，行為者に対して1人で対応させない等）」、「被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等，業種・業態等の状況に応じた取組）」と続く。
- ・ その他では、「弁護士への相談」、「重要事項説明書への明記」、「シフトの配慮」等の回答が複数見られた。

図表 50 事業主が講じることが望ましい取組の取組内容（複数回答）

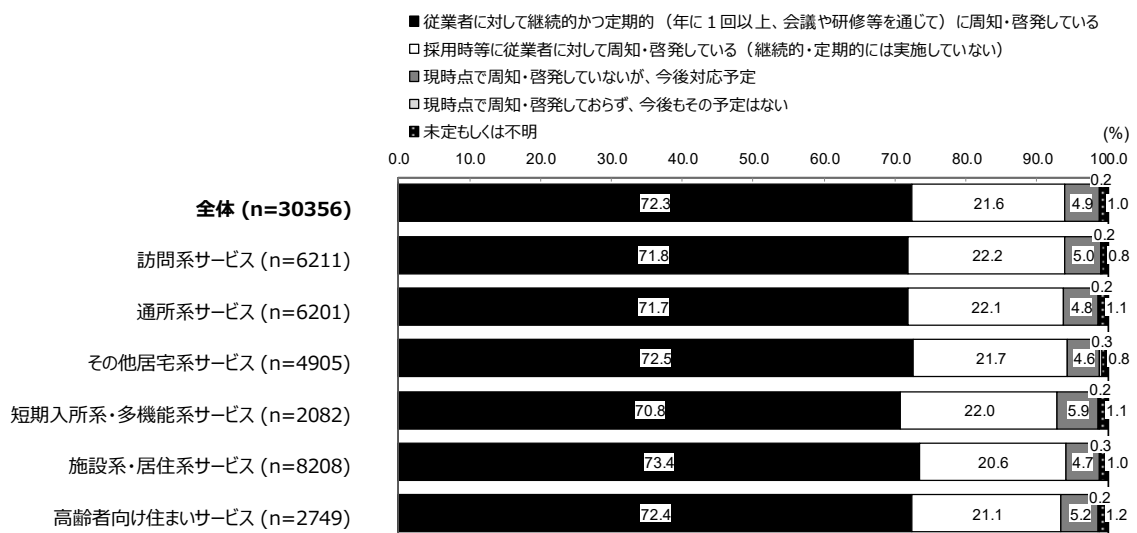
単位 (%)

	相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談窓口の設置等）	被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等）	被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）
全体 (n=30356)	88.7	55.0	48.6
訪問系サービス (n=6211)	88.8	55.0	49.2
通所系サービス (n=6201)	88.6	54.0	48.7
その他居宅系サービス (n=4905)	89.0	54.2	47.4
短期入所系・多機能系サービス (n=2082)	87.1	55.6	49.5
施設系・居住系サービス (n=8208)	89.1	56.0	48.7
高齢者向け住まいサービス (n=2749)	88.3	55.3	47.8

問 4-3-2 取組内容の周知・啓発状況

- ・ 取組内容の周知・啓発状況について、多くの事業所が、「周知・啓発している」、「今後対応予定」と回答する一方で、「現時点で周知・啓発しておらず、今後もその予定はない」、「未定もしくは不明」の回答が約 1%見られた

図表 51 取組内容の周知・啓発状況（単一回答）



4. 介護施設・事業所および自治体に対するヒアリング調査の実施

4.1. ヒアリング調査設計

(1) 介護施設・事業所に対するヒアリング調査

高齢者虐待防止に向けた取組の工夫や好事例等を詳細に把握し、普及啓発資料に掲載する取組の工夫例を収集することを目的として、アンケート調査の結果や検討委員会の委員の紹介を踏まえて選定した介護施設・事業所を対象にヒアリング調査を実施した。

介護施設・事業所を対象としたヒアリング調査の実施概要は、図表 52 のとおり。

図表 52 介護施設・事業所を対象としたヒアリング調査実施概要

調査目的	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者虐待防止に向けた取組の好事例等の深堀調査を行い、普及啓発資料に掲載する取組の工夫例を収集すること。
調査実施日	<ul style="list-style-type: none">・ 令和7年11月25日～令和8年2月17日
調査方法	<ul style="list-style-type: none">・ Web 会議システムを用いたオンラインもしくは電話でのヒアリングによる回答
調査対象	<ul style="list-style-type: none">・ 介護施設・事業所 全 20 件 (内訳)・ 介護老人福祉施設 7 件・ 介護老人保健施設 1 件・ 認知症対応型共同生活介護施設 2 件・ 通所介護事業所 2 件・ 居宅介護支援事業所 3 件 (うち1件は訪問看護事業所と一体)・ 訪問看護事業所 2 件・ 訪問介護事業所 1 件・ 居宅療養管理指導 2 件
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none">・ 介護施設・事業所等の基本情報 (利用状況、提供時間、人員配置等)・ 介護施設・事業所等の理念・基本方針・ 高齢者虐待防止に向けた取組の内容および工夫のポイント・ 高齢者虐待防止に向けた取組における課題

(2) 自治体に対するヒアリング調査

高齢者虐待防止に向けた取組にあたり、自治体に求められる支援内容や実施状況を把握するため、高齢者虐待防止に力を入れて取り組んでいる都道府県、市町村を対象にヒアリング調査を実施した。

自治体を対象としたヒアリング調査の実施概要は、図表 53 のとおり。

図表 53 自治体を対象としたヒアリング調査実施概要

調査目的	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者虐待の防止に向けた施設・事業所での取組を実効性の高いものとしていくために、自治体に求められる役割や施設・事業所への支援の在り方、効果的な取組事例を把握すること。
調査実施日	<ul style="list-style-type: none">・ 令和 8 年 1 月 8 日～令和 8 年 2 月 24 日
調査方法	<ul style="list-style-type: none">・ Web 会議システムを用いたオンラインでのヒアリングによる回答
調査対象	<ul style="list-style-type: none">・ 介護施設・事業所での高齢者虐待防止に向けた取組を実施している都道府県または市区町村（市区町村から委託を受けている地域包括支援センターを含む。）
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none">・ 自治体の基本情報（高齢者虐待防止の取り組み体制、高齢者虐待の発生状況）・ 高齢者虐待防止に向けた取組の考え方・ 高齢者虐待防止に向けた取組の内容や工夫のポイント・ 高齢者虐待防止に向けた取組における課題

4.2. ヒアリング調査結果

(1) 介護施設・事業所を対象としたヒアリング調査結果

介護施設・事業所を対象としたヒアリング調査の結果、高齢者虐待防止に向けて効果的な取組が整理された。(図表 54)

虐待防止委員会の運営の工夫として、虐待と疑われる行為に関するセルフチェックや虐待が起きやすい状況の確認といった内容の工夫、基準以上の回数での開催や複数事業所での合同開催、その他の関連する委員会との一体的な開催といった開催形式の工夫、多職種での開催といった参加者の工夫が挙げられた。

指針の策定・運用の工夫として、法人内の雛形や、自治体等のサンプルを活用し、自施設・事業所にあった内容の指針を策定するといった策定方法の工夫が挙げられた。

研修の企画・運営については、実事例やグレーゾーンにあたるケアをもとにしたグループワークや、アンガーマネジメントや接遇にかかわる研修、認知症に関する理解を深める研修、虐待と疑われる行為や身体的拘束を受けたときの高齢者体験を行うといった研修内容の工夫、動画での研修受講や、外部の勉強会・セミナー等への参加といった実施方法の工夫、外部講師による講習や職員での持ち回りでの研修といった研修の講師に関する工夫が挙げられた。

ケアの工夫としてケアプランに基づいたケアの徹底や、入居者の個別の状況に合わせたケアの提供等の工夫が挙げられた。

組織運営体制の工夫として、外部の専門家への相談体制の整備や、職員間のコミュニケーションを円滑にするための工夫、チームマネジメントの観点での工夫が挙げられた。

人事制度上の工夫として、キャリア形成の一環としての虐待防止にかかわる取組や、新人教育の工夫、職員の異動による人員体制の見直しといった工夫が挙げられた。

他事業所・地域連携における工夫として、地域内で連携したカンファレンスの実施といった地域連携による取組や、地域内で連携しやすくするための体制整備といった工夫が挙げられた。

家族とのコミュニケーションにおける工夫として、家族との関係性構築のための工夫や、関係者間で連携したサポート体制の構築といった工夫が挙げられた。

小規模事業者における取組の工夫として、小規模事業者同士で連携した委員会・研修、指針の見直し等の取組の実施が挙げられた。

図表 54 介護施設・事業所を対象としたヒアリング調査結果

項目	取組内容
<p>虐待防止委員会の運営の工夫</p>	<p><u><委員会の内容について></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会のなかで虐待と疑われる行為に関するセルフチェックを実施している。(介護老人保健施設) ・ 虐待が起きやすい時間・場所・人員体制を整理し、委員会のなかで現場職員ともその状況に該当する利用者の確認や職員の心理面の状況確認を実施している。(介護老人福祉施設) ・ 委員会の名称は用いていないが、虐待事例に関しての内容を日常的にいないで話し合いやカンファレンスを行っている。(居宅療養管理指導) <p><u><委員会の開催形式について></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営基準で定められた回数よりも多く、委員会を開催している。(介護老人福祉施設) ・ 法人内の複数事業所で委員会を合同開催している。(居宅介護支援事業所) ・ リスクマネジメントや身体拘束適正化に関する委員会と一体的に虐待防止に関する委員会も実施している。(介護老人福祉施設) ・ 医療安全委員会において虐待に関する報告も取扱い、検討している。(居宅療養管理指導) <p><u><委員会の参加者について></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主治医を含め、看護師、生活相談員、ケアマネジャー、介護職員等、複数職種が参加している。(介護老人福祉施設)
<p>指針の策定・運用の工夫</p>	<p><u><指針策定の方法について></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人本部で一括して雛形を作成したうえで、事業所の状況に合わせて内容や運用方法は調整している。(居宅介護支援事業所) ・ 自治体や業界団体等が公開しているサンプルを参考にしながら、施設に必要な内容を盛り込んでいる。(介護老人福祉施設) ・ 自治体が公開した指針作成の手引きを基本として作成し、運用についても自治体の指針を参考にしている。(居宅療養管理指導)
<p>研修の企画・運営の工夫</p>	<p><u><研修の内容について></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞等に掲載されている虐待に関する記事を持ち寄り、虐待が起こった背景や防ぐための方法についてグループワークで話し合っている。(介護老人福祉施設)

項目	取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンタルクリニックによるアンガーマネジメントの研修を取り入れている。(介護老人福祉施設) ・ 言葉遣いや接遇に関する研修を取り入れている。(介護老人福祉施設) ・ 虐待にあたるかどうか判断が難しいグレーゾーンにあたるケアを取り上げ、事例検討を行っている。(認知症対応型共同生活介護施設) ・ 毎年自治体が発行している認知症実践者研修に参加し、認知症のある利用者とのコミュニケーションについて学びを深めている。(介護老人福祉施設) ・ 身体拘束を受ける体験や高齢者体験を通して、利用者の気持ちを知るための研修を取り入れている。(介護老人福祉施設) <p><u><研修の実施方法について></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動画サイト等に掲載されている研修動画を職員全員に視聴してもらっている。(訪問介護事業所) ・ 法人で登録している医療向けオンライン研修システムに掲載された動画から指定されたものを職員全員が視聴している。(訪問看護事業所) ・ 定期開催されている虐待防止に関する討論会や講演会を主催しており、職員も運営上、参加している。そのほか、外部で実施されている研修・セミナー等への参加を推奨している。(居宅療養支援管理指導) ・ 自治体内の他事業所も参加できる研修を企画し、虐待防止にかかわるテーマやそれ以外のテーマについても、地域一体として研修を行っている。(通所介護事業所) <p><u><研修の講師について></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部講師を招聘し、研修を実施することがある。(居宅療養管理指導) ・ 法人内の事業所の持ち回りで研修を企画している。講師役は特に条件を作らず、若手もベテランも講師役を担うようにしている。(訪問介護事業所)
ケアの工夫	<p><u><ケアプランに基づいたケアの徹底について></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケアプランの個別性が重要であり、個々の利用者へのアセスメントに基づいたケアの提供を行っている。(介護老人福祉施設)

項目	取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアプランに基づくケアを重視している。家族も含めた担当者会議以外にも定期的な職員同士の情報共有を行い、虐待と疑われる行為が行われていないかモニタリングを実施している。(介護老人福祉施設) <p><u>＜個別の利用者に合わせたケアの方法について＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の居室に、入居者の若い頃の写真や家族の写真を持ってきてもらい、ケアのたびに目に入るようにしている。入居者のこれまでの生活や大切な人にも思いを馳せながらケアを行っている。(介護老人福祉施設) ・ 精神症状が強い入居者の場合には、ケアでの対処にも限界があるため、早めに主治医とも連携し、服薬調整やレスパイト入院等、その方に合った対応を考えている。(介護老人福祉施設)
組織運営上の工夫	<p><u>＜外部の専門家への相談体制について＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3名の産業カウンセラーによる職場内面談を実施しており、相談内容や職員にあったカウンセラーとの面談を行っている。匿名性を保ちながら職員が話しやすい環境を作っている。(介護老人福祉施設) <p><u>＜職員間でのコミュニケーションについて＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員間での言い合い等が発生することもあるが、管理者も含め、全員でどうすれば良くなるか、考えることを重視している。(認知症対応型共同生活介護施設) ・ 事業所として訪問を入れない時間を作り、あえて全員が集まり情報共有する時間を作っている。(訪問看護事業所) ・ ヒヤリハットの逆である「にこりほっと」や「グッジョブカード」の取組を行い、職員間で良かったことの情報共有も行っている。(介護老人福祉施設) ・ 職員間での交流機会を増やすため、Web ページ上に談話室を設け、職員一人一人の自己紹介を行う仕組みを作っている。(介護老人福祉施設) <p><u>＜チームマネジメントの方法について＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心理的安全性を向上させるためのチームマネジメントに取り組んでおり、目標に対して自由に意見が言い合えるような環境を目指している。(介護老人福祉施設)

項目	取組内容
人事制度上の工夫	<p><u>＜キャリア形成の一環としての取組について＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止につながる取組の一環として、自身の成長キャリア目標のなかに接遇に関するチェック項目を取り入れている。(介護老人保健施設) ・ 接遇は虐待防止にかかわる要素だと考えており、人事考課の目標設定においても接遇に関する項目を取り入れ、人事考課の面談とは別に接遇面談を実施している。(通所介護事業所) <p><u>＜新人教育について＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新人職員とは年4回の面談を実施するほか、困りごとを相談できる場を別に年2～3回設けている。(介護老人福祉施設) ・ 新人教育はエルダー制とし、独り立ちするまでの半年程度の間、1対1で教育するようにしている。(介護老人福祉施設) <p><u>＜人員体制の見直しについて＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に組織内の人員の異動を行い、人員体制を見直すことで風通しの良さにつなげている。(介護老人福祉施設)
他事業所・地域連携における工夫	<p><u>＜地域内で連携した取組の実施について＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅支援事業所や訪問介護事業所、通所介護事業所等のさまざまな事業所が参加する地域全体でのカンファレンスを実施している。(居宅療養管理指導) <p><u>＜地域内で連携するための体制づくりについて＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療部に相談員を配置し、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携がとりやすい体制を整えている。(居宅療養管理指導) ・ 地域内で活用されている多職種連携ツールを導入し、他事業所と連携がとりやすい体制を整えている。(居宅介護支援事業所)
家族とのコミュニケーションにおける工夫	<p><u>＜家族との関係性構築について＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その家族とコミュニケーションのとりやすい職種や職員にあえて対応してもらい、受け入れられやすい状況を作っている。(居宅介護支援事業所・訪問看護事業所) ・ 虐待にあたるかもしれない行為をしてしまった(してしまいそうな)家族の支援を重視している。孤独で苦悩しているにも関わらず助けを求めることができないでいることが多いため、当方が「一目置かれる存在」になる、あるいは、「一目置かれる存在」になりえる支援者を用意する。それ以外の家族との信頼性構築も積極的に行

項目	取組内容
	<p>う。そのなかで、行為をしてしまった（してしまいそうな）家族にとって信頼できる、助けてくれる存在になりうる人を作るようにしている。（居宅療養管理指導）</p> <p><u><関係者間で連携したサポート体制の構築について></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族自身が精神的な負担を感じているケースも多いため、居宅介護支援事業所と連携しながら、ショートステイや通所介護事業所の利用等を一緒に提案し、うまくいったケースもある。（訪問介護事業所） ・ 家族とのコミュニケーションのなかで、心配な予兆を感じた場合には、早めに声掛けし、その方にかかわる関係者への相談を行っている。（訪問看護事業所） ・ 関係性構築において、事例を支援者1人で抱えこまないようにする。「支援者の能力範囲は一人ひとり違う」こと、「クライアントと支援者の相性」も重要であることを認識し、必要に応じて、支援者の交代を適時に考慮する。（居宅療養管理指導）
小規模事業所における工夫	<p><u><小規模事業者同士での連携について></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の小規模事業者で声を掛け合い、合同での委員会や研修の開催を行っている。（居宅介護支援事業所） ・ 地域の事業者同士で作成した指針を見せ合い、どのようなものを作成しているのか、見直せる部分はないかといった検討を行っている。（居宅介護支援事業所） ・ 連携型機能強化型在宅療養支援診療所である他院の高齢者虐待防止のシステムを作るときの研修会を連携して実施した。連携型機能強化型在宅療養支援診療所に義務付けられているカンファレンスおよびその周辺時間を利用して、共同の虐待防止の取り組みを行う予定。（居宅療養管理指導）

(2) 自治体を対象としたヒアリング調査結果

高齢者虐待の防止に向けた施設・事業所での取組を実効性の高いものとしていくため、またその際に自治体に求められる役割や施設・事業所への支援の在り方、効果的な取組事例を把握するため、自治体を対象としたヒアリング調査を実施した。自治体ヒアリングの対象とそれぞれの自治体で行われている取組概要は次のとおり。

図表 55 自治体ヒアリングの対象

	自治体区分	取組概要
A	市町村	・ 県内の高齢者虐待を専門とする社会福祉士を講師として招聘し、行政が分析した虐待発生 of 要因等を踏まえた内容に関する虐待防止研修を管内の施設・事業所向けに実施
B	市町村	・ 地域包括支援センターが管内の事業所との研修会を開催し、高齢者虐待防止に向けたネットワーク作りを主導
C	市町村	・ 年1回以上の高齢者虐待防止に関する職員研修の実施を条例により義務とするとともに、動画の研修教材やハンドブック等の作成により施設・事業所内での研修実施を支援
D	都道府県	・ 高齢者虐待防止や身体的拘束等の適正化に向け県内で必要な対策を検討する作業部会を設置・運営 ・ 虐待発生時の対応に関する事例集や施設内研修実施時の研修資料、施設・事業所内の虐待防止に関するチェックリスト等を作成

自治体を対象としたヒアリングを実施した結果、自治体が管内の施設・事業所での高齢者虐待防止を推進していく際の事業所とのかかわり方・指導方針や、取組を通じて得られる効果、取組を進めていくうえでの課題感を整理することができた。

図表 56 自治体を対象としたヒアリング調査結果

項目	取組内容
虐待防止に向けた取組推進の背景・きっかけ	<p><u><虐待防止に向けた取組推進の背景・きっかけ></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管内事業所で高齢者の権利を強く侵害する虐待が発生し、市として虐待防止に注力する必要性を強く認識した（自治体A） ・ 在宅での虐待にはサービス事業所が発見することが多いが、自治体への相談はケアマネジャー経由が多く、初動対応に遅れが生じることが課題となる事案がみられたことがきっかけとなった（自治体B） ・ 管内事業所で複数の職員がかかわる深刻な身体的虐待事案が発生したこと（自治体C） ・ 管内事業所で深刻な虐待事案が発生したことが契機となり、虐待防止の必要性が課題となった（自治体D）
虐待防止に向けた考え方 指導方針	<p><u><施設・事業所での虐待防止に対する考え方></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待は利用者の尊厳に対し著しい影響を与えかねない事案であり、市として強い意識を持って取り組む方向性を施設・事業所には示している（自治体A） ・ 虐待が疑われる事案等グレーゾーンとされるものにも目を向けて、再発防止に向けた取組を進めることが虐待防止につながっていくと考え、発信している。（自治体C） ・ 虐待が疑われてしまうようなケアやトラブルにも目を向けて、ケアの見直しを行うことが基本であると考えている。（自治体D） <p><u><事業所に対する指導方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待に関する正しい知識を身につけてもらうとともに、虐待や虐待と疑われる行為を現場職員の感覚で判断するのではなく、組織として客観的に判断するよう指導している。（自治体A） ・ 事案が発生し、モニタリングを行う事業所に対しては、状況把握だけでなく、虐待防止措置の内容が実効性を持ち効果的なものとなっているかをできるだけ検証するようにしている。（自治体A） ・ 事業所に対する指導的な関与だけでなく、解決困難な在宅での事例などを共有する場を設けることにより支援者同士の支え合いや相互理解につなげている。（自治体B） ・ 虐待事案や虐待が疑われる事案にはその背景要因があるため、施設・事業所には原因分析から再発防止策につなげていってもらえるような姿勢で対応している。（自治体C）

項目	取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う改善に向けた指導等の対応を必要に応じて関与・バックアップができるような体制を作っている。(自治体D)
<p>虐待防止の取組を進めていくなかで感じている効果</p>	<p><u><虐待防止の取組により感じている効果></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 管内の施設・事業所で虐待に関する基本的な知識が定着していることを実感しているほか、研修の実施等を通じて事業所同士のネットワーク作りにも役立っていると感じている。(自治体A) 現場の事業所と地域包括支援センターの間に、虐待という機微なテーマを同じ目線で扱うことができる関係性が構築できたと感じている。(自治体B) 行政からの指導だけでなく、事業所内で使える研修教材やハンドブックの普及も行うことで現場の取組の実効性向上に役立ててもらっているかと思う。(自治体C) 対応困難事例に対しても市町村の支援に入れる体制を備えておくことで、対応の遅れがなく初動対応が行えていると感じる。(自治体D)
<p>虐待防止の取組を進める際の課題感</p>	<p><u><虐待防止の取組を進めていくにあたっての課題感></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市の研修会等に参加するのは管理者が多く、現場職員にまで普及・定着を図っていくことは課題。また職員には入れ替わりも多く、基本的な知識の普及は継続的に行っていかなければ既存職員と新規職員で認識の差が生じてしまう。(自治体A) 地域包括支援センターがどこまで虐待防止に主体的にかかわっているかは業務の負担感や認識等から差がある。(自治体B) 現場の人手不足等を背景に対面での集合研修の実施が年々難しくなっている。またスポットワーク等の普及も相まって、問題を起こした職員が事業所を転々とし、同じ問題を繰り返すことも起きている。(自治体C) 現場では外国人職員もかなり増えており、研修教材等を作成する際には外国語版を求める声も増えてきている。(自治体C) 住宅型有料老人ホームは県に監査等の権限があるが、高齢者虐待通報に対して初動の事実確認調査の段階から県が監査で入る対応ができていない。(自治体D) 市町村によって虐待対応の方法に差があるため、対応が不十分にならないように、県として適切な関与の在り方を継続的に検討している。(自治体D)

5. 検討委員会における協議

本調査研究を効果的に推進することを目的とした有識者からなる検討委員会では、本調査研修を通じて作成を進めた介護施設・事業所向けの高齢者虐待防止に関する普及啓発資料に関して、その位置付けや記載内容の充実に向けた検討を行った。検討委員会での協議事項およびその際の主な意見について以下に整理した。

図表 57 検討委員会での主なご意見

項目	内容
普及啓発資料の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発資料は、過去に作成した教材や国の通知やガイドラインとの整合性を確保することが重要。直近の制度改正により変更された部分については新たに整理することも必要。 ・ 現場職員から管理者層まで幅広い対象者が実務で活用できる形式とする必要がある。 ・ 職員への教育・指導、事業所内での研修、委員会の企画・運営など、多様な場面で活用できる汎用性の高い内容とできると良いのではないかな。 ・ 虐待防止の取組に関する実務上の内容だけでなく、組織文化の醸成や職員の心理的安全性の高い職場作りにもつながるような内容となると望ましい。 ・ 普及啓発資料単体でも虐待防止に関する全体像や基本的な知識が理解できるような資料とできると良いのではないかな。
普及啓発資料に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・事業所内で行う組織的な取組や体制整備については、義務として行う必要があるものと工夫事例として掲載するものが明確にしながら掲載する必要がある。 ・ 現場職員は虐待を起こしたいと思って起こす人は限りなく少ないが、利用者からのハラスメント対応など含め難しい環境の中かで業務にあたっている。現場の職員に寄り添うような内容を盛り込んでどうか。 ・ 本人の行動の自由や尊厳を尊重したケアなど介護の基本理念に基づき虐待防止の取組の重要性を意識できるような内容も必要ではないかな。 ・ セルフチェックリストやフローチャート等、現場で活用可能な実用的ツールを掲載できると役立つのではないかな。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令で規定されている内容や直近の制度改正に関する知識なども参考情報として掲載できると良いのではないかと。 ・ 虐待の種類や発生時の対応など基本的な知識から網羅的に扱う必要がある。
<p>普及啓発資料に掲載する取組事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT・テクノロジーの活用についても、虐待防止という観点で効果的に使っている事業所もあるかと思うので、取り上げてはどうか。実務への応用を意識して取り上げることが望ましい。 ・ 身体的拘束等の適正化という観点では利用者の状態に対するアセスメントを通じて身体的拘束を行わないケアを実現していくことが重要であることから、適切なアセスメントを通じて身体的拘束の廃止につなげた事例を掲載できると参考になるのではないかと。 ・ 虐待防止に向けては利用者一人ひとりの状況や希望に応じたケアを実現するという介護の基本理念に立ち返ったケアの実現が重要であり、そのような実践事例を取り上げると参考になるかもしれない。 ・ 職員が上司に相談しやすく、問題を隠さずに報告できる組織文化が虐待防止につながるかと思うので、心理的安全性を高める職場作りに関する事例も現場にとって有用であるかと思う。 ・ 委員会での外部メンバーの活用等の取組事例の掲載については、虐待という機微な情報を扱うことにもなるため記載方法は誤解を与えないよう慎重に検討する必要があるかと思う。 ・ 小規模事業所や在宅系サービスにおける取組事例も含める必要がある。
<p>普及啓発資料で扱う研修事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 題材とする研修事例が現場感覚からかけ離れたものにならないよう注意して作成した方が良い。 ・ グループ討議やロールプレイなどどのように事例を扱うかをあわせて示せると良いかと思う。 ・ 事例を用いて研修を実施する際の講師向けガイドをあわせて示せると有用なものとなるかもしれない。 ・ 研修の理解度チェックや効果測定に関するサンプルを付録として示せると良いかもしれない。

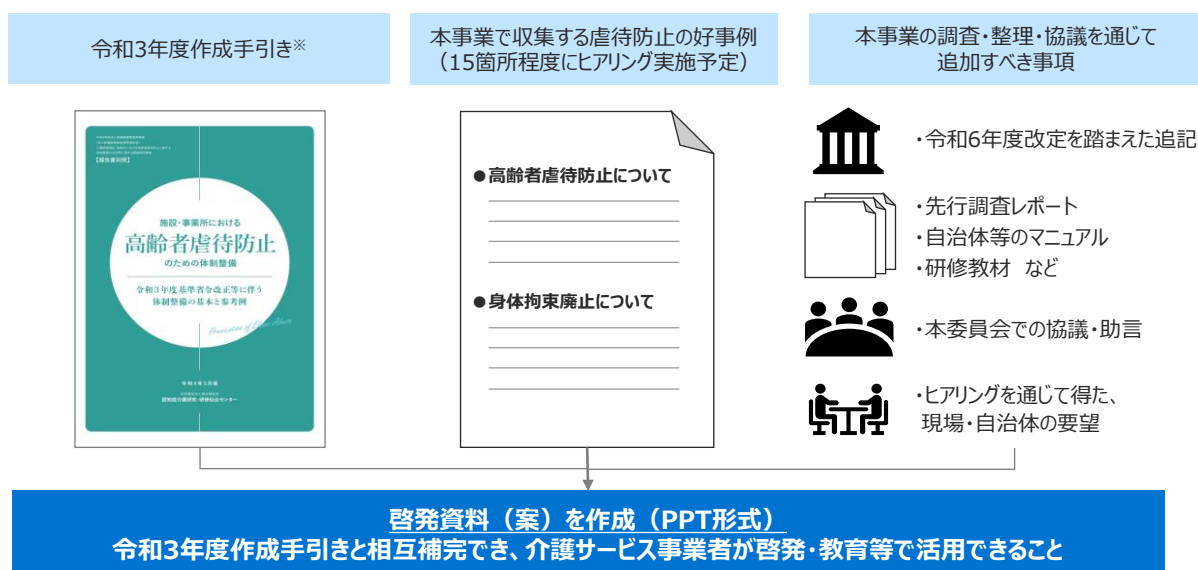
6. 普及啓発資料の作成

アンケート調査およびヒアリング調査を通じて、高齢者虐待防止措置等の実態や、高齢者虐待防止や身体的拘束等の適正化に効果的な取組例や好事例についての把握をし、具体的な体制整備を進める際に実効性を高める取組やそのために必要な事項、影響する要因や取組効果、取組を進めるうえでの現場課題等の観点から分析を行った。これらの調査分析結果および有識者検討委員会の協議等を踏まえ、本事業では介護施設・事業所等向けの普及啓発資料を作成した。

6.1. 普及啓発資料の作成方針

介護施設・事業所等向けに高齢者虐待防止に関する基本情報や体制整備の実施に向けた工夫ポイントや留意点をまとめた先行調査研究として、令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」（社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター実施）において作成された「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例-」（以下「令和3年度手引き」という。）が存在する。令和3年度手引きは介護現場で広く普及・活用されていることから、有識者検討委員会での協議のうえ、本事業で作成する普及啓発資料は、令和3年度手引きを参考とし、令和3年度以降に行われた高齢者虐待防止に関する制度変更や本事業の調査結果および有機者検討委員会での協議等を踏まえて作成することとした。

図表 58 普及啓発資料(案)の作成方針



6.2. 効果的な活用に向けた普及・啓発のためのポイント集の作成

普及啓発資料の作成にあたっては、令和3年度手引きの記載内容を踏まえた構成としたうえで、以下の本事業を通じた調査や有識者検討委員会で得られた意見の整理結果を追加した。

① 高齢者虐待防止とケアの質向上について

高齢者虐待防止は、介護を提供する事業者・高齢者福祉に携わる職員一人ひとりの責務であるとともに、介護の基本理念である高齢者の尊厳を支えるケアを行うためにも必要不可欠な取組であるという点を追加した。

介護の基本理念は、高齢者の尊厳の保持を基本に据えた自立支援と自己決定の尊重である。高齢者の尊厳を支えるケアとは、高齢者がたとえ介護を必要する状態となっても、その人らしい生活を自分の意思で送ることを可能とすることである。そのため、高齢者虐待は、高齢者の尊厳を大きく毀損する行為といえる。

② 高齢者虐待防止に向けた組織マネジメント

高齢者虐待の防止を個々の職員の倫理観の問題として片づけるのではなく、組織全体の課題として取り組むべきであるということを追記した。介護事業所は、利用者の尊厳保持を基本方針として明確に位置付け、会議や研修など日常の場で継続的に共有することが求められる。虐待防止はコンプライアンスの一項目にとどまらず、ケアの質と事業継続を支える重要なマネジメント課題だという位置付けである。そのうえで、組織マネジメントの要点として五つの視点が整理した。

第一に、「虐待防止」を組織マネジメントの中核として据えること。管理者は、利用者の尊厳保持を事業所の基本方針として明確化し、日常の会議や研修のなかで繰り返し共有することが重要であり、虐待防止はコンプライアンスの一項目ではなく、ケアの質と事業継続を支えるマネジメント課題であるという点を示した。

第二に、職員のストレスマネジメントの徹底である。虐待や虐待と疑われる行為の背景には、職員の疲労やストレス、業務過多、相談体制の不足、管理体制の不十分さなどが存在しやすい。職員の疲労やストレス等を放置すると、利用者への威圧的対応や敬意の欠けたかかわりにつながる恐れが高まるため、組織的な対策が不可欠となるという点を示した。

第三に、気づきを共有できる職場文化をつくることが挙げられる。虐待や虐待と疑われる行為は小さな違和感やヒヤリ・ハットから始まることが多いため、問題意識や違和感を率直に表明でき、隠さずに共有することが評価される組織文化を醸成することが重要であり、管理者はそのメッセージを繰り返し発信し、日々の運用に反映させる必要があるという点を示した。

第四に、事案が発生した際は個人の責任追及だけで終わらせず、組織として原因分析を徹底することが求められる。再発防止のためには、管理体制や業務体制などの背景要因を含めて見直す姿勢が不可欠であるという点を示した。

第五に、職員は事業運営を支える大切な資源であるという視点である。人材不足が深刻化するなかで、職員は重要な人的資本であり、虐待防止は利用者の権利擁護に加えて離職防止にもつながる。管理者は、職員が誇りを持って働き、互いに支え合える職場環境を整備することで、組織として虐待防止を実現していくことが求められているという点を示した。

③ 令和6年度制度改定を踏まえた追記・修正

令和6年度の制度改定において、介護・障害福祉分野における虐待防止対策が大幅に強化され、令和6年度より、すべての介護施設・障害福祉サービス事業所において「虐待防止体制の整備（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置）」が義務化¹された。このことにより、在宅サービスにおけるポイントを追記した。

在宅で暮らす利用者の自分らしい生活を支えるためには、関係者間の継続的な連携と、家族等への系統的な支援が不可欠である。在宅サービスは、事業所内のみでの対応にとどめず、地域内の複数事業所との連携を通じた取組の強化や、養護者からの虐待や虐待に準ずるセルフ・ネグレクト等の発見者となる可能性があることを踏まえ家族等の関係者とも一体で取り組む体制を整備する必要があるという点を示した。

④ 調査結果を踏まえた体制整備の工夫事例の整理

本事業の好事例収集のためのヒアリング調査を通じて、委員会組織の設置と運営、指針の策定と活用、研修の企画と運営における工夫事例について、令和3年度手引きを参考としたうえで整理を行った。

⑤ 施設・事業所内研修で使用するケーススタディの追加

ヒアリング調査では、施設・事業所内での効果的な研修として、実際に発生した虐待事例を新聞記事やウェブサイト、業界団体や学会、自治体等の研修教材から収集し、自施設・自事業所に当てはめて、その原因や対策を考えるケーススタディ形式の研修を実施しており、効果的であるという点が把握できた。

上記を踏まえて、本調査事業でも施設・事業所で活用できる研修教材として、ヒアリング調査の内容や、過去に実際に起こった虐待事案をもとに、施設種別、場面、内容が特定されないよう改変したうえで、架空事例として掲載した。

¹ 居宅療養管理指導については令和9年3月31日まで経過措置として努力義務。

図表 59 啓発資料(案)の目次と各章の概要・ポイント

目次	
I. 高齢者虐待防止のために求められる体制整備の概要	P3
I-1. 高齢者虐待防止への責務 I-2. 高齢者虐待防止と身体的拘束等の適正化の一体的な推進	
II. 高齢者虐待防止のための具体的な体制整備にむけて	P10
II-1. 委員会組織の設置と運営 II-2. 指針の策定と活用 II-3. 研修の企画と運営	
付録. ケーススタディ：事例を踏まえて高齢者虐待防止を考える	P21
テーマ①：組織の風土や運営体制を通じて虐待対応を考える テーマ②：職員同士のコミュニケーションを通じて虐待対応を考える テーマ③：利用者への個別ケアを通じて虐待対応を考える	
参考資料	P29
参考資料① 高齢者虐待防止に関する法令・制度 参考資料② 関係法令における処分規定 参考資料③ 高齢者虐待防止・身体的拘束等廃止防止に関する参考情報 有識者検討委員会 委員一覧	

I 高齢者虐待防止のために求められる体制整備の概要

1. 高齢者虐待防止への責務
2. 高齢者虐待防止と身体的拘束等の適正化の一体的な推進

Point

- 1. 高齢者虐待の基本と責務**
 - 虐待は身体的・心理的・性的・経済的・ネグレクトの5種類があります。
 - 施設・事業所は早期発見と通報義務、国や自治体施策への協力が求められます。
- 2. 体制整備の義務化**
 - 令和3年度介護報酬改定ですべての介護サービスで虐待防止の体制整備が義務化されました。
 - 体制整備として、委員会の設置、指針の作成、研修の実施、担当者の配置が必須です。
- 3. 身体的拘束と虐待の関係**
 - 施設等では「緊急やむを得ない」場合を除いて身体的拘束が禁じられています。
 - 身体的拘束は利用者身体的・精神的な悪影響を及ぼし、虐待に該当します。
- 4. 高齢者虐待防止と身体的拘束等の適正化の一体的な推進**
 - 委員会や研修は、高齢者虐待防止と身体的拘束等の適正化を一体的なテーマとして、実施できます。
 - 指針は高齢者虐待防止と身体的拘束等の適正化で、それぞれ独立して作成することが求められます。

II

高齢者虐待防止のための具体的な体制整備にむけて

1. 委員会組織の設置と運営
2. 指針の策定と活用
3. 研修の企画と運営



Point

1. 委員会組織の設置と運営

- 虐待防止の中心的役割を担い、予防・早期発見・再発防止を目的としています。
- 多職種や外部専門家を含む構成が望ましく、定期的を開催します（オンライン可）。
- 専任担当者を配置し、委員会と現場の連携を強化します。

2. 指針の策定と活用

- 虐待防止に関する考え方、体制、研修方針、発生時対応などを明記します。
- 職員に対しては回覧や読み合わせ、利用者・家族等に対しては掲示・契約時説明などで周知します。
- フローチャートやチェックリストなどを活用し、理解しやすく実用的な内容にします。

3. 研修の企画と運営

- 虐待防止の意義、予防、早期発見、再発防止等をテーマに研修を実施します。
- 伝達型（講義等）と参加型（事例検討・ロールプレイ等）を組み合わせることで、理解が深まります。
- 外部講師やオンライン研修を活用し、参加率向上と学習効果を高める工夫が重要です。

付録

ケーススタディ：事例を踏まえて高齢者虐待防止を考える



Point

- いかなる理由があっても、虐待は決して許されるものではありません。
- しかし、実際に虐待が起こってしまったとき、または周りで「あれ？」と思う場面を見かけたとき、職員同士で話し合い、考え、その場にあった適切な対応を行うことが求められます。
- この章では、日常業務で起こるかもしれない虐待の架空事例を掲載しています。設定した次の3つのテーマにもとづき、実際に虐待が起こってしまったとき、「あれ？」と思う場面を見かけたとき、自分はなにができるのか考えてみましょう。
 - ◆ テーマ①：組織の風土や運営体制を通じて虐待対応を考える
 - ◆ テーマ②：職員同士のコミュニケーションを通じて虐待対応を考える
 - ◆ テーマ③：利用者への個別ケアを通じて虐待対応を考える

7. 本調査のまとめ

7.1. 本調査の結論

本事業の成果として、介護事業者向けアンケート調査では、全国の介護保険サービス施設・事業所等を対象に 36,489 件、回収率 13.7%の回答を得て、高齢者虐待防止措置、身体拘束適正化、ハラスメント対策の体制整備状況を大規模かつ定量的に把握した。委員会の設置、指針の策定、研修の実施、担当者の配置といった運営基準上で義務付けられている体制整備は、いずれのサービス類型でも概ね 9 割以上で実施されている状況にあるが、未実施となっている事業所も一定割合存在することから、未実施となっている事業所の背景要因等は今後の調査等でも明らかにする必要がある。

また、体制整備を通じた高齢者虐待防止に向けた取組の実効性向上に向けても、回答があった事業所の主観的な評価結果を踏まえると、運用面には改善の余地があることがうかがえる結果となった。具体的には、委員会では「参加メンバーの工夫」の実施が 2 割程度にとどまり、指針では「策定・見直しプロセスの工夫」が約 5 割、研修では「企画運営や外部研修活用の工夫」が約 5 割であり、体制整備が形式的な取組にとどまっている事業所も一定程度存在する状況がうかがえ、未実施・不十分な事業所の課題としては時間確保の困難、人員不足、情報・資料の不足、相談先の不足が共通して確認され、とりわけ小規模事業所における実装負荷の大きさが示唆された。

次に介護サービス事業者向けヒアリング調査では、20 件の施設・事業所を対象に、アンケートでは把握しにくい実効性ある運用ノウハウを具体化した。委員会運営では、虐待と疑われる行為のセルフチェック、虐待が起きやすい時間・場所・人員体制の可視化、基準以上の頻度での開催、法人内複数事業所での合同開催、身体拘束適正化や医療安全等の関連委員会との一体開催、多職種参加などの工夫が確認された。指針では、本部雛形や自治体サンプルを活用しつつ各事業所の実態に即して調整する方法が有効であった。研修では、新聞記事やグレーゾーン事例を用いたグループワーク、アンガーマネジメント、接遇、認知症理解、身体拘束・高齢者体験、動画教材、外部講師、若手も担う持ち回り講師など、多面的な実践例が収集された。さらに、個別アセスメントに基づくケア、職員の心理的安全性向上、外部専門家への相談体制、地域連携、家族支援、小規模事業者同士の連携など、虐待防止を組織運営全体の課題として捉える視点が整理された。

また、自治体ヒアリング調査では、自治体に求められる役割や支援の在り方を把握できた。自治体は単なる指導主体ではなく、研修機会の提供、地域包括支援センター等を通じたネットワーク形成、地域内事業所の連携促進、相談・助言機能の提供といった実効性を高める支援の担い手であることを示すことができた。これは、事業所単独では対応困難な小規模・在宅系サービスへの支援の方向性を具体化した点で重要である。

さらに啓発資料作成では、令和 3 年度手引きを基礎としつつ、令和 6 年度制度改定を反映し、在宅サービスも含む完全義務化後の実務に対応した内容へ更新した点が成果である。加えて、虐待防止を倫理論にとどめず、ケアの質、組織マネジメント、職員のストレス管理、心理

的安全性、再発防止、離職防止につながる経営課題として位置付けた。また、ヒアリングで得た好事例や、施設内研修で活用可能なケーススタディを盛り込み、現場で研修等に活用できる教材としても作成ができた。

7.2. 今後の課題

課題①制度上の体制整備の実施有無から実効性の評価へ

委員会設置・指針策定・研修実施・担当者配置といった制度上の体制整備状況の確認から、虐待防止や身体拘束適正化にどこまで結びついているかという実効性評価へつなげることが必要であると考え。本調査でも各種取組は多くのサービス種別で9割以上実施されている一方、「効果的な活用にまでは至れていない事業所も多い」と整理されており、整備率の高さと運用の質の間にギャップが確認されているためである。すなわち、虐待防止件数、虐待と疑われる行為の減少、職員定着、家族満足度等との関係を検証し、効果の因果に踏み込む必要がある。本調査は整備状況や好事例の把握には到達したが、虐待発生抑制、虐待と疑われる行為の減少、身体拘束縮減、職員定着、家族満足等への因果的効果は十分検証できていない。

加えて、厚生労働省公表の令和6年度調査では、養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数は3,633件、虐待判断件数は1,220件で、いずれも過去最多を更新している。つまり、制度上の措置義務化が進んでも、虐待事案そのものはなお増加傾向にあり、「実施していること」と「防止できていること」を分けて検証する必要がある。

課題②小規模・在宅系事業所を前提にしたモデルの具体化

小規模・在宅系事業所に適した省力的な運用モデル、共同実施モデル、外部支援モデルの具体化が必要であると考え。本調査アンケートにおいて、未実施・不十分な背景として、時間確保の困難、人員不足、情報不足、相談先不足が課題として把握されている。厚生労働省の運営基準に対するQAでは、虐待防止担当者や身体的拘束等適正化担当者等について、同一施設内や他事業所との兼務も、職務遂行に支障がなければ差し支えないと整理している。したがって今後は、単独事業所完結型だけでなく、法人内共同開催、地域単位の合同委員会、外部専門家の共同活用、eラーニング活用、自治体・地域包括支援センターによる伴走支援など、省力的かつ再現可能な標準モデルを具体化する必要があると考え。

課題③自治体支援モデルの具体化・標準化

自治体の助言、研修提供、相談機能、地域ネットワーク形成が事業所行動に与える影響を検証すべきである。本調査では、自治体ヒアリング調査を通じて、自治体に求められる役割や支援の在り方を把握した。そのなかで虐待防止や身体拘束廃止・防止に関する正しい知識の提供、組織体制整備の促進、原因分析・再発防止支援、困難事例の共有など、自治体の役割が単なる監督ではなく、助言・再発防止支援まで広がっていることが把握できている。このため今後は、自治体支援を「研修提供」「相談対応」「事例共有」「モニタリング」「再発防止支援」「地域連携

形成」等に分解し、どの機能が有効かを比較検証し、支援モデルを標準化していくことが考えられる。

8. 参考資料（アンケート調査票）

① アンケート調査票

【令和7年度厚生労働省老人保健健康増進等事業】

介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の 体制整備の状況等に関するアンケート調査

この調査票は、貴施設・事業所において高齢者虐待防止、身体拘束廃止防止、ハラスメント対策を中心的に進めている職員の方、もしくは施設長、事業所管理者がご回答ください。

法人単位ではなく、施設・事業所ごとにご回答ください。また同一建物内に複数事業所がある場合にも、施設・事業所ごとにご回答ください。

1. 基本情報について、以下の設問にお答えください。

問 1-1-1. 法人名

問 1-1-2. 施設・事業所名

問 1-1-3. 都道府県

問 1-1-4. 市区町村

問 1-2. 法人種別を回答してください。(単一回答)

1. 民間企業 (株式会社、有限会社等)
2. 社会福祉協議会
3. 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
4. 医療法人
5. NPO (特定非営利活動法人)
6. 社団法人
7. 財団法人
8. 協同組合 (農協・生協)
9. 地方自治体 (市町村、広域連合を含む)
10. その他

問 1-3. 施設・事業所種別を回答してください。(単一回答)

※法人単位ではなく、施設・事業所ごとにご回答ください。また同一建物内に複数事業所がある場合にも、施設・事業所ごとにご回答ください。

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1. 訪問介護 | 17. 小規模多機能型居宅介護 |
| 2. 訪問入浴介護 | 18. 看護小規模多機能型居宅介護 |
| 3. 訪問看護 | 19. 認知症対応型共同生活介護 |
| 4. 訪問リハビリテーション | 20. 地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| 5. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 21. 地域密着型介護老人福祉施設 |
| 6. 夜間対応型訪問介護 | 22. 特定施設入居者生活介護 |
| 7. 通所介護 | 23. 介護老人福祉施設 |
| 8. 通所リハビリテーション | 24. 介護老人保健施設 |
| 9. 地域密着通所介護 | 25. 介護医療院 |
| 10. 認知症対応型通所介護 | 26. 養護老人ホーム (特定施設以外) |
| 11. 居宅介護支援 | 27. 軽費老人ホーム (特定施設以外) |
| 12. 居宅療養管理指導 | 28. 住宅型有料老人ホーム (特定施設以外) |
| 13. 福祉用具貸与 | 29. サービス付き高齢者住宅 (特定施設以外) |
| 14. 特定福祉用具販売 | |
| 15. 短期入所生活介護 | |
| 16. 短期入所療養介護 | |

問 1-4. 貴施設・事業所に従事している全従業員数（雇用関係のある在籍者の総数で、役員、派遣労働者、委託業務従事者は含まない）を回答してください。

（単一回答）

1. 4 人以下
2. 5 人～9 人
3. 10 人～19 人
4. 20 人～49 人
5. 50 人～99 人
6. 100 人以上
7. 不明

2. 高齢者虐待防止について

貴施設・事業所における高齢者虐待防止に向けた体制整備*や取り組みの状況に関して、今年度（令和7年度）の実施・整備状況（予定含む）についてそれぞれご回答ください。

*令和3年度より、全ての施設・事業所種別の運営基準にて規定されており、令和6年度から義務付けられています（居宅療養管理指導を除く）。

問 2-1. 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会等）の組織の設置・開催状況について、ご回答ください。（単一回答）

※組織の名称に関わらず、虐待防止対策を検討する役割をになうものであれば、「設置している」に含めてください。

1. 設置・実施している（自事業所または他事業所の連携等）
2. 現時点で設置していないが今年度中に設置する予定
3. 現時点で設置しておらず今年度中に設置する予定はない
4. 未定もしくは不明

問 2-1-1. 問 2-1 において、「1. 設置している」を選択いただいた方にお伺いします。虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会等）について、一体的に開催しているものをご回答ください。（複数回答）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化委員会） 2. 入所（利用）者の権利擁護に関して包括的に検討する委員会 3. 事故防止、安全管理等に関する委員会 4. 感染症等の対策のための委員会 5. 法人内の複数事業所の虐待防止検討委員会（合同で実施している場合） 6. 法人外を含む他施設・事業者の虐待防止検討委員会（連携して実施している場合） 7. 運営推進会議（地域密着型サービス） 8. なし（単独で設置・運営） 9. その他 |
|--|

問 2-1-2. 問 2-1 において、「1. 設置している」を選択いただいた方にお伺いします。虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会等）について、今年度の開催回数（予定含む）をご回答ください。（数値回答）

問 2-1-3. 問 2-1 において、「1. 設置している」を選択いただいた方にお伺いします。虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会等）について、委員会の構成メンバーに含まれている職員をご回答ください。（複数回答）

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設・事業所の管理者 2. ケア部長等のケア部門の責任者 3. リーダー・主任等、ケアチーム単位の責任者 4. 事務長等、事務部門の役職者 5. 医師 6. 看護職員 7. 生活相談員 8. 介護職員 | <ol style="list-style-type: none"> 9. リハビリテーション・機能訓練担当職員 10. 管理栄養士・栄養士 11. 他法人の理事、施設長等の役職者 12. 法人外の学識経験者等の有識者 13. 外部評価委員等の法人外の第三者 14. 家族等の代表者 15. 地域住民等の代表者 16. その他 |
|--|---|

問 2-1-4-1. 問 2-1 において、「1. 設置している」を選択いただいた方にお伺いします。

虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会等）の効果的な実施・運営に向けた下記のような工夫・取組の実施状況について、ご回答ください。（単一回答）

【メンバーを工夫した取組の実施】

例①：第三者視点を備える有識者の参加（産業医、人権擁護委員や民生委員、地域住民、外部福祉業者等が委員会に参画している など）

例②：利用者家族の参加（家族の代表者から実際の利用状況に基づいた意見を伺っている など）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 実施できている2. やや実施できている3. どちらともいえない4. あまり実施できていない5. 実施できていない |
|---|

問 2-1-4-2. 問 2-1 において、「1. 設置している」を選択いただいた方にお伺いします。

虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会等）の効果的な実施・運営に向けた下記のような工夫・取組の実施状況について、ご回答ください。（単一回答）

【運営形態・開催方法を工夫した取組の実施】

例①：他の委員会との共同開催（身体拘束適正化委員会・リスクマネジメント委員会・認知症ケア委員会等と連携し、共同で委員会を開催している など）

例②：他の委員会との連携（運営推進会議を活用し、市町村、介護サービス相談員から助言を得ている など）

例③：開催日の事前検討・固定化（参加者増加のために、年間を通した開催日時の事前検討や、「毎月第〇週〇曜日」のように開催日を固定している など）

例④：オンライン/オンデマンド形式での開催（オンライン会議を実施後、録画した動画を共有している など）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 実施できている2. やや実施できている |
|---|

3. どちらともいえない
4. あまり実施できていない
5. 実施できていない

問 2-1-4-3. 問 2-1 において、「1. 設置している」を選択いただいた方にお伺いします。

虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会等）の効果的な実施・運営に向けた下記のような工夫・取組の実施状況について、ご回答ください。（単一回答）

【虐待等に関する職員の相談・報告体制、実態把握・分析に関する工夫の実施状況】

例①：不適切ケア・インシデント・ヒヤリハットの報告（不適切ケア・インシデント・ヒヤリハットの報告様式を作成し、提出された報告をもとに改善策を検討している など）

例②：ユニット会議等での話し合い（毎月、各ユニット会議で不適切ケアについて話し合い、委員会へ意見を出してもらっている など）

例③：職員意識調査の実施（職員全員を対象に意識調査のためのアンケートを毎年実施し、結果を分析・検討している など）

例④：施設内ラウンドの実施（職員全員を対象に意識調査のためのアンケートを毎年実施し、結果を分析・検討している など）

例⑤：職員面談の実施（人事考課とは「別」に各部署の長と職員の面談を年 1 回行い、現場実態を確認している など）

1. 実施できている
2. やや実施できている
3. どちらともいえない
4. あまり実施できていない
5. 実施できていない

問 2-1-4-4. 問 2-1 において、「1. 設置している」を選択いただいた方にお伺いします。

虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会等）の効果的な実施・運営に向けた下記のような工夫・取組の実施状況について、ご回答ください。（単一回答）

【委員会での検討内容、決定事項の周知・徹底に関する工夫の実施状況】

例①：事例のピックアップ（ニュース等から事例を取り上げ、原因や背景を話し合い、防止策を検討している など）

例②：理事会からの評価（委員会での検討結果を半年ごとに理事会へ報告し、総合的な評価を受けている など）

例③：心身負担の軽減策の提示（サービス内容の改善とともに、超過勤務・過剰負担への対処等、職員の心身負担の軽減策も提示している など）

例④：段階的な目標設定（段階的な目標設定、中心となる職員（複数）等を明確にし、実効性を担保している など）

例⑤：議事録の作成・周知、周知内容の動画化（周知内容を動画化し、YouTube で限定公開して自宅等でも確認できるようにしている など）

1. 実施できている
2. やや実施できている
3. どちらともいえない
4. あまり実施できていない
5. 実施できていない

問 2-1-5. 問 2-1 において、「2. 現時点で設置していないが今年度中に設置する予定」、「3. 現時点で設置しておらず今年度中に設置する予定はない」、「4. 未定もしくは不明」を選択いただいた方にお伺いします。

虐待防止のための対策を検討する委員会を設置するにあたっての課題についてご回答ください。（複数回答）

1. 委員会の設置を検討する時間を確保できない
2. 委員会の委員構成等に関する相談先がない（職員数が少ないため）
3. 委員会の委員構成等に関する相談先がない（外部に相談できる窓口や繋がりが少ないため）

4. 委員会の設置に関する情報や資料の入手ができていない
5. 委員会の設置に関する内容の合意が得られていない
6. 運営基準上の人員配置基準は満たしているものの、委員会を設置し、検討できるだけの人員が不足している
7. 運営基準上の人員配置基準は満たしているものの、委員会を設置し、検討できるだけの力量・経験が不足している
8. 課題は特にない
9. その他

問 2-2. 虐待防止のための指針の策定状況について、ご回答ください。（単一回答）

1. 策定している
2. 現時点で策定していないが今年度中に策定する予定
3. 現時点で策定しておらず今年度中に策定する予定はない
4. 未定もしくは不明

問 2-2-1-1. 問 2-2 において、「1. 策定している」を選択いただいた方にお伺いします。

虐待防止のための指針の効果的な策定・運用に向け、貴施設・事業所において下記のような工夫の実施状況について、ご回答ください。（単一回答）

【指針の策定、見直しのプロセス・体制に関する工夫の実施状況】

例①：行政・病院との相談（市の担当部署や、併設している病院と相談しながら指針を策定した など）

例②：弁護士への確認（策定した指針について弁護士に内容の確認してもらった など）

例③：定期的な見直し、制度変更への対応の実施（「高齢者虐待に対しての指針が風化していないか」「現状を適切にとらえた指針であるか」等を 3 年ごとに見直している など）

1. 実施できている
2. やや実施できている
3. どちらともいえない
4. あまり実施できていない
5. 実施できていない

問 2-2-1-2. 問 2-2 において、「1. 策定している」を選択いただいた方にお伺いします。

虐待防止のための指針の効果的な策定・運用に向け、貴施設・事業所において下記のような工夫の実施状況について、ご回答ください。（単一回答）

【指針の内容に関する工夫の実施状況】

例①：チェックシートやフローチャート・様式の掲載（虐待の早期発見のためのチェックシートや、虐待発生時に早急に対応するためのフローチャートや記録の様式を掲載している など）

例②：指針の記載内容の工夫（事例の掲載や専門用語の不使用など、職員のわかりやすさに配慮している など）

1. 実施できている
2. やや実施できている
3. どちらともいえない
4. あまり実施できていない
5. 実施できていない

問 2-2-1-3. 問 2-2 において、「1. 策定している」を選択いただいた方にお伺いします。

虐待防止のための指針の効果的な策定・運用に向け、貴施設・事業所において下記のような工夫の実施状況について、ご回答ください。（単一回答）

【指針の内容の周知・徹底に関する工夫の実施状況】

例①：職員への配布・回覧（指針の配布・回覧。読み合わせなどを行い、形だけのものにならないようにしている など）

例②：社内システムやホームページへの掲載（ホームページに掲載し、家族その他が広く確認できるようにしている など）

例③：職員の理解度・周知度などの評価（職員に対するアンケートや理解度チェックテストをしている など）

1. 実施できている
2. やや実施できている
3. どちらともいえない
4. あまり実施できていない
5. 実施できていない

問 2-2-2. 問 2-2 において、「2. 現時点で策定していないが今年度中に策定する予定」、「3. 現時点で策定しておらず今年度中に策定する予定はない」、「4. 未定もしくは不明」を選択いただいた方にお伺いします。

虐待防止のための指針を策定するにあたっての課題についてご回答ください。

(複数回答)

1. 策定する時間を確保することができない
2. 策定の内容や手順に関する相談先がない
3. 策定に関する情報や資料の入手ができていない
4. 策定の内容について合意が得られていない
5. 運営基準上の人員配置基準は満たしているものの、策定の内容を検討する人材・人員が不足している
6. 課題は特にない
7. その他

問 2-3. 虐待の防止のための従業者に対する研修の今年度の実施状況（予定含む）について、ご回答ください。（単一回答）

1. 研修を定期的（年 2 回以上）に実施している
2. 研修を定期的（年 1 回）に実施している
3. 現時点で実施していないが今年度中に実施する予定
4. 現時点で実施しておらず今年度中に実施する予定はない
5. 未定もしくは不明

問 2-3-1. 問 2-3 において、「1. 研修を定期的（年 2 回以上）に実施している」または、「2. 研修を定期的（年 1 回）に実施している」を選択いただいた方にお伺いします。

虐待防止のための従業者に対する研修について、一体的に開催しているものをご回答ください。（複数回答）

1. 法人内の複数事業所での合同開催
2. 身体拘束適正化に関する研修会と一体的に開催
3. 身体拘束適正化に関するもの以外の研修会との合同開催
4. 都道府県や市町村、社会福祉協議会、事業所団体や職能団体等が実施する研修会への参加
5. 法人外の複数事業所による合同開催

6. 新規採用時の研修の一環として実施
7. 特になし
8. その他

問 2-3-2-1. 問 2-3 において、「1. 研修を定期的（年 2 回以上）に実施している」または、「2. 研修を定期的（年 1 回）に実施している」を選択いただいた方にお伺いします。

虐待防止のための従業者に対する研修について、効果的な研修の実施に向けた下記のような工夫の実施状況についてご回答ください。（単一回答）

【職員の受講のしやすさに関する工夫の実施状況】

例①：インターネットの活用等、集合研修に代わるオンライン研修の実施（オンライン会議システムを用いて事業所間をつないで法人全体の研修を実施した など）

例②：オンデマンド形式による実施（YouTube 動画の視聴や e ラーニング（受講状況管理、学習評価含む）ができるようにしている など）

例③：複数回の実施（同一内容の研修を複数回または複数時間帯で実施する、短時間の研修を業務時間内に複数回実施する など）

1. 実施できている
2. やや実施できている
3. どちらともいえない
4. あまり実施できていない
5. 実施できていない

問 2-3-2-2. 問 2-3 において、「1. 研修を定期的（年 2 回以上）に実施している」または、「2. 研修を定期的（年 1 回）に実施している」を選択いただいた方にお伺いします。

虐待防止のための従業者に対する研修について、効果的な研修の実施に向けた下記のような工夫の実施状況についてご回答ください。（単一回答）

【研修企画の運用体制、外部研修等の活用に関する工夫の実施状況】

例①：他分野と併せた研修の企画・運営（人材育成や研修に関する委員会と連携して、研修内容の企画、研修の開催を行った など）

例②：外部講師による講義（弁護士による判例をもとにした講義や、専門医による相談を兼ねた研修を行った など）

例③：都道府県の研修への参加（都道府県による権利擁護推進員研修への参加を推進している など）

1. 実施できている
2. やや実施できている
3. どちらともいえない
4. あまり実施できていない
5. 実施できていない

問 2-3-2-3. 問 2-3 において、「1. 研修を定期的（年 2 回以上）に実施している」または、「2. 研修を定期的（年 1 回）に実施している」を選択いただいた方にお伺いします。

虐待防止のための従業者に対する研修について、効果的な研修の実施に向けた下記のような工夫の実施状況についてご回答ください。（単一回答）

【研修方法・学習方法、研修効果の評価に関する工夫の実施状況】

例①：グループワーク・ロールプレイの実施（研修内容のマンネリ化を防ぎ、より効果的な内容となるように、グループワークやロールプレイを行っている など）

例②：事前課題/事後課題等の実施、事後のフォローアップを行い、知識の定着を図っている

例③：利用者体験の実施（利用者体験を通して、視点を変えて考える機会を作るようにしている など）

例④：研修後の目標設定の実施（研修の最後に、研修内容に即して個人ごとの虐待防止に関する目標設定をしてもらう など）

例⑤：アンケート・研修報告書の提出（研修終了後、アンケート・研修報告書の提出を参加者全員に求めている など）

1. 実施できている
2. やや実施できている
3. どちらともいえない
4. あまり実施できていない
5. 実施できていない

問 2-3-3. 問 2-3 において、「3. 現時点で実施していないが今年度中に実施する予定」、「4. 現時点で実施しておらず今年度中に実施する予定はない」、「5. 未定もしくは不明」を選択いただいた方にお伺いします。

虐待防止のための従業者に対する研修を実施するにあたっての課題についてご回答ください。（複数回答）

1. 研修計画を策定する時間を確保することができない
2. 研修の内容や実施方法等に関する相談先がない（職員が一人の場合等）
3. 研修に関する情報や資料の入手ができていない
4. 研修の内容や実施計画などについて合意が得られていない
5. 研修を実施する講師を確保できていない
6. 研修を実施するための予算を確保できていない
7. 運営基準上の人員配置基準は満たしているものの、研修を実施するための人員が不足している
8. 課題は特にない
9. その他

問 2-4. 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置状況について、ご回答ください。（単一回答）

1. 身体拘束適正化委員会の責任者と同一の職員を担当者として定めている
2. 上記以外の職員を担当者として定めている
3. 現時点で担当者は定めていないが、今年度中に定める予定
4. 現時点で担当者は定めておらず、今年度中に定める予定はない
5. 不明

問 2-4-1. 問 2-4 において、「1. 身体拘束適正化委員会の責任者と同一の職員を担当者として定めている」または、「2. 上記以外の職員を担当者として定めている」を選択いただいた方にお伺いします。

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の職種について、ご回答ください。（複数回答）

1. 施設・事業所の管理者
2. ケア部長等のケア部門の責任者
3. リーダー・主任等、ケアチーム単位の責任者
4. 事務長等、事務部門の役職者
5. 医師（法人内）

6. 看護職員
7. 生活相談員
8. 介護職員
9. リハビリテーション・機能訓練担当職員
10. 管理栄養士・栄養士
11. その他

問 2-4-2. 問 2-4 において、「3. 現時点で担当者は定めていないが、今年度中に定める予定」、「4. 現時点で担当者は定めておらず、今年度中に定める予定はない」、「5. 不明」を選択いただいた方にお伺いします。

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置するにあたっての課題についてご回答ください。（複数回答）

1. 担当者の配置を検討する時間がない
2. 担当者の配置について相談先がない
3. 担当者の配置に関する情報や資料の入手ができていない
4. 担当者を担う職員について合意が得られていない
5. 運営基準上の人員配置基準は満たしているものの、担当者を配置するための人員が不足している
6. 課題は特にない
7. その他

3. 身体的拘束等適正化について

貴施設・事業所における身体的拘束等の適正化に向けた体制整備*や取り組みの状況に関して、今年度（令和7年度）の実施（整備）状況もしくは実施計画についてそれぞれご回答ください。

*以下の施設・事業所種別は、運営基準にて規定されており、義務付けとなっております（義務付けになっていない施設・事業所におかれましても、ご回答ください）。

短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能居宅介護、看護小規模多機能居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

問 3-1. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化委員会）の今年度の設置・運営状況（予定含む）について、ご回答ください。（単一回答）

1. 設置しており、定期的（3 ヶ月に 1 回以上のペース）に開催している
2. 設置しているが、定期的（3 ヶ月に 1 回以上のペース）には開催していない
3. 現時点で設置していないが今年度中に設置する予定
4. 現時点で設置しておらず今年度中に設置する予定はない
5. 未定もしくは不明

問 3-2. 身体的拘束等適正化のための指針の策定状況について、ご回答ください。（単一回答）

1. 策定している
2. 現時点で策定していないが今年度中に策定する予定
3. 現時点で策定しておらず今年度中に策定する予定はない
4. 未定もしくは不明

問 3-3. 身体的拘束等適正化のための従業者に対する研修（職場内研修）の実施状況（予定含む）について、ご回答ください。（単一回答）

1. 虐待の防止のための従業者に対する研修と一体的に実施している
2. 身体拘束適正化のための従業者に対する研修を個別に実施している、又は研修を実施していない

問 3-3-1. 問 3-3 において、「2. 身体拘束適正化のための従業者に対する研修を個別に実施している、又は研修を実施していない」を選択いただいた方にお伺いします。

身体的拘束等適正化のための従業者に対する研修（職場内研修）の実施状況について、ご回答ください。（単一回答）

1. 研修を定期的（年 2 回以上）に実施している
2. 研修は実施しているが、開催頻度は年 1 回以下である
3. 現時点で実施していないが今年度中に実施する予定
4. 現時点で実施しておらず今年度中に実施する予定はない
5. 未定もしくは不明

問 3-4. 身体的拘束等適正化に関する措置を適切に実施するための担当者の設置状況について、ご回答ください。（単一回答）

1. 担当者を定めている
2. 現時点で担当者は定めていないが、今年度中に定める予定
3. 現時点で担当者は定めておらず、今年度中に定める予定はない
4. 不明

問 3-4-1. 問 3-4 において、「1. 担当者を定めている」を選択いただいた方にお伺いします。

身体的拘束等適正化に関する措置を適切に実施するための担当者の職種について、ご回答ください。（複数回答）

1. 施設・事業所の管理者
2. ケア部長等のケア部門の責任者
3. リーダー・主任等、ケアチーム単位の責任者
4. 事務長等、事務部門の役職者
5. 医師（法人内）

6. 看護職員
7. 生活相談員
8. 介護職員
9. リハビリテーション・機能訓練担当職員
10. 管理栄養士・栄養士
11. その他

以降、問 3-5-1～問 3-6-2 にて、身体拘束廃止・防止に向けた取り組み事例の有無および、身体拘束等を実施した件数についてうかがいます。なお、回答は任意となります。

問 3-5-1. 身体拘束廃止・防止に向けた、「**身体拘束をしないための工夫**」について、貴事業所で行われている取組事例をすべて選択してください。（複数回答）

1. 代替的な方法の検討
（例）身体拘束せざるを得ない場合においても、代替する方法（ケアの改善や環境整備等）について検討し、身体拘束を回避した事例
2. 身体拘束を誘発する原因の除去
（例）身体拘束を誘発する状況（徘徊、点滴抜去、自傷行為等）が発生する理由や原因を徹底的に探り、それを除去する工夫を行った事例
3. 本人・家族に対する支援
（例）安全と尊厳の狭間で揺れ動く本人・家族の声に対して、身体拘束をしないケアの実現に向けた本人・家族への支援を行った事例
4. 法人内での相談支援体制/外部有識者との連携
（例）法人内で職員が身体拘束をしないための工夫や取組を随時相談できる体制を構築しているなど組織的な体制が築かれている事例
（例）外部有識者の助言を受けながら身体拘束をしないケアに取り組み、施設・事業所全体で身体拘束防止・廃止が達成できた事例
5. 緊急やむを得ない場合であっても、事業所の方針として、身体拘束はしないこととしている（そのため、工夫はない）
6. 特になし

問 3-5-2. 身体拘束廃止・防止に向けた、「緊急やむを得ない場合の手続き」について、貴事業所で行われている取組事例をすべて選択してください。（複数回答）

1. 本人・家族・関係者での手続き

（例）在宅において、緊急やむを得ない場合の手続きを本人・家族・関係者で極めて慎重に行い、最終的には身体拘束が解除できた事例

（例）施設・住まいにおいて、緊急やむを得ない場合の手続きを施設全体で慎重に行い、最終的に身体拘束を解除できた事例

2. 本人・家族に対する詳細な説明

（例）本人および家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等ができる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めた事例

3. 身体拘束解除の意思決定

（例）在宅において、「緊急やむを得ない場合」に該当するかを複数事業所間で連携しながら常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合に身体拘束をただちに解除できた事例

（例）施設・住まいにおいて、「緊急やむを得ない場合」に該当するかを多職種で常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合に身体拘束をただちに解除できた事例

4. 緊急やむを得ない場合であっても、事業所の方針として、身体拘束はしないこととしている（そのため、手続きは発生しない）

5. 特になし

問 3-6-1. 令和6年度中に「緊急やむを得ない」場合の身体拘束等を実施した件数（延べ人数）をご回答ください。（単位：人）

※「緊急やむを得ない」場合の身体拘束等とは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たすかどうかを組織等で話し合い、かつ、それらの要件の確認等の手続きをきわめて慎重に行う適正な手続きに基づいて実施されたものを指します。

問 3-6-2. 前問で回答した件数のうち、令和6年度中に身体拘束を解除した件数（延べ人数）をご回答ください。（単位：人）

4. ハラスメント対策について

貴施設・事業所におけるハラスメント対策についての体制整備*や取組の状況に関して、今年度（令和7年度）の実施・整備状況（予定含む）についてそれぞれご回答ください。

*全ての施設・事業所種別の運営基準にて、事業主が職場におけるセクシュアルハラスメント（※1）やパワーハラスメント（※2）（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが、義務付けられております。

※1 職場において行われる労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害される行為

※2 職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たす行為

問 4-1. 事業主が講ずべき措置の具体的内容「事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発*」について、取組状況をご回答ください。（単一回答）

*職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

1. 従業者に対して継続的かつ定期的（年に1回以上、会議や研修等を通じて）に周知・啓発している。
2. 採用時等に従業者に対して周知・啓発している
3. 特に周知・啓発する時期やタイミングは決めていないが、周知したことがある。
4. 現時点で周知・啓発していないが、今後対応予定
5. 現時点で周知・啓発しておらず、今後もその予定はない
6. 未定もしくは不明

問 4-2. 事業主が講ずべき措置の具体的内容「相談(苦情を含む。以下同じ。)に
応じ、適切に対応するために必要な体制の整備*」について、取組状況をご回答く
ださい。(単一回答)

*相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための
窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

1. 施設・事業所内に設置している
2. 施設・事業所外に設置している(施設・事業所とは独立した外部の組織
に委託している、法人本社に設置、等)
3. 現時点で体制を整備していないが、今年度中に策定する予定
4. 現時点で体制を整備しておらず、今後もその予定はない
5. 未定もしくは不明

問 4-2-1. 問 4-2 において、「1. 施設・事業所内に設置している」または、「2.
施設・事業所外に設置している(施設・事業所とは独立した外部の組織に委託し
ている等)」を選択いただいた方にお伺いします。

過去 3 年間で相談窓口へのハラスメント相談の有無についてご回答ください。
(単一回答)

1. ハラスメントについての相談があった
2. ハラスメントについての相談はなかった
3. ハラスメントについての相談の有無を把握していない

問 4-2-2. 問 4-2-1 において、「1. ハラスメントについての相談があった」を選
択いただいた方にお伺いします。

過去 3 年間に相談窓口で受けたハラスメントの相談内容についてご回答くださ
い。(複数回答)

1. パワーハラスメントについての相談
2. セクシャルハラスメントについての相談
3. 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント又は不利益取扱いについ
ての相談
4. カスタマーハラスメントについての相談
5. その他

問 4-2-3. 問 4-2-1 において、「1. ハラスメントについての相談があった」を選択いただいた方にお伺いします。

相談として過去 3 年間で取り扱った件数（相談件数の総数）の推移についてご回答ください。（単一回答）

1. 過去 3 年間の相談件数が増加している
2. 過去 3 年間の相談件数は減少している
3. 過去 3 年間の件数は変わらない
4. 過去 3 年間の件数の増減は分からない
5. 相談件数を把握していない

問 4-3. 事業主が講じることが望ましい取組*（努力義務）について、下記①～③やそれ以外の取組の有無についてご回答ください。（単一回答）

*顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント（※1））の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例は以下のとおりです。

- ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談窓口の設置等）
- ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

※1「利用者や家族等からの、身体的暴力、精神的暴力及びセクシュアルハラスメントといった行為」のこととします（認知症等の病気または障害の症状として現われた言動（BPSD等）は除きます）。

1. 取組を実施している
2. いずれの取組も実施していない
3. 不明

問 4-3-1. 問 4-3 において、「1. 取組を実施している」を選択いただいた方にお伺いします。

事業主が講じることが望ましい取組（努力義務）について、貴事業所で行われている取組をすべて選択してください。（複数回答）

1. 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談窓口の設置等）
2. 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
3. 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）
4. その他

問 4-3-2. 問 4-3 において、「1. 取組を実施している」を選択いただいた方にお伺いします。

取組内容の周知・啓発状況についてご回答ください。（単一回答）

1. 従業者に対して継続的かつ定期的（年に1回以上、会議や研修等を通じて）に周知・啓発している
2. 採用時等に従業者に対して周知・啓発している（継続的・定期的には実施していない）
3. 現時点で周知・啓発していないが、今後対応予定
4. 現時点で周知・啓発しておらず、今後もその予定はない
5. 未定もしくは不明

5. インタビュー調査における対応可否

問 5-1. 本調査では、高齢者虐待防止における好事例の収集を目的としており、ご回答いただいた内容に対する深掘りのインタビュー調査を実施したいと考えております。電話やオンライン会議形式によるインタビュー調査のご意向についてご回答ください。

1. インタビューに協力できる
2. 詳細を聞いた上で協力できるか判断する
3. インタビューへの協力は難しい

問 5-1-1. 問 5-1 において、「1. インタビューに協力できる」または、「2. 詳細を聞いた上で協力できるか判断する」を選択いただいた方にお伺いします。ご所属の施設・事業所のお電話番号を記入ください。

アンケートは以上です。ご協力頂きありがとうございます。

※本調査研究は、令和7年度厚生労働省老人保健健康増進等事業として実施したものです。

令和7年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

介護施設・事業所等における
高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等
に関する調査研究事業
報告書

令和8年3月
株式会社日本総合研究所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング
TEL : 080-1203-5178 FAX : 03-6833-9480